

民族及國民の本質

中野清一

民族なり國民なりの本質を明らかにしようとする人々は殆んど例外なくいつていゝ程にこれらの言葉の使用が如何に曖昧多義を極めてゐるかを指摘する事から始めるのを恒とする。數多くの學者の民族理論を能ふ限り洩らす事なくとりあげその一々に端な吟味を加へようとしたフェルスが遂に“*Quot capita, tot sensus*!” (“人毎に異なる語義!”)と嘆じてゐるのもやゝ行過ぎた形に於てであるとはいへかゝる集團の概念規定を志す人々が始めに痛感せずにはおれない當惑を率直に表現してゐる。

民族なり國民なりの語義がこの様に多義にわたつてゐるといふ事はこの言葉によつて言ひ現はされつゝある種類の集團の實體を把握する事が如何に困難であるかを物語つてゐる。これらの集團の本質にして一義的に把握し得られる様なものであるならば言葉の使用に於て多義的である理由はなかるべき筈である。所でこれらの集團の本質を明確に限定する事のこの困難さは何に基くものなのであらうか。吟味の對象それ自體のもつ性質が一義的な概念把握を斷念せしむる様なものだからであると考えべきであらうか。ミツチェルリツヒはこう考へる事に左擔してゐる様に見える。一般に科學の對象には二種類のものがある。一は例へば鐵、水などの様に「根本的に恒常なるもの」であり他は例へば企業、資本などの如くに時間的にも空間的にもたえず變化してゆくものである。民族といふも國民といふも對象としては明らかに後の種類に屬するものなのであり従つてかゝ

1) J. Fels, Begriff und Wesen der Nation, 1927, S. 6.

る種類の對象についての概念も「可變的概念」であらざるを得ないとミツチェルリッヒはいふ。<sup>2)</sup> 臼井二尙氏も「國民が歴史的社會的存在者であり、現實態が不斷に新たな進展を續けて已まざる事を本質とし、しかも斯く流動變化して已まざる具體的存在者の存在を盡くして把握する事は、人間の力以上の事であつて、科學も亦種々の限定された立場から、その特殊な一部分を捉へるに過ぎない事を省みるならば、國民なる同一の言葉が科學に於て又實踐に於て、その意味内實を時により又人によつて異にし、多義性を有するはもとより當然であり、従つて國民なる概念を絶對的普遍的に確立せんとするが如きは、社會科學的概念構成の特質を悟らざるものと云はなければならぬ。」とさへいふ。<sup>3)</sup> 概念把握の困難さを對象自體のもつ流動性に原因せしめようとするこの考方は一見自明な説明であるかの様に見える。然し對象自體のもつこの流動性は獨り民族又は國民といふ言葉によつて表現せらるゝ對象のみに限られた事ではなかつた筈である。既にミツチェルリッヒ自身かゝる流動性をもつ對象として民族、國民の外に手工業、企業、資本などを擧げてゐる。とすればこの考方は特に民族、國民の概念規定に於て他の領域に於けるよりも遙かに甚しき困難が存してゐる事の説明になりはしない。尤も他の種類の對象のもつ流動性に比して遙かに複雑錯綜した程度の流動性を民族、國民といふ對象がもつてゐると考へるならば對象自體のもつ特殊なる性質が概念の確立を困難にしてゐるといふ説明は依然正當である様に見られてくる。然しこう考へた所で民族、國民といふ對象のみに固有な複雑錯綜した流動性といふものはこの對象それ自體に附着してゐる性質なのであるかどうかの詮議はなほ盡されずに残されてゐる。一般にある對

2) W. Mitscherlich, Volk und Nation (Handwörterbuch der Soziologie, 1931), S. 645.

3) 臼井二尙氏, 國民の概念 (日本社會學會年報第二輯), 2頁.

象が高度の流動性をもつてゐると見做されつゝある場合について二つのものを區別する必要がある。一はこゝに云々される高度の流動性が文字通りの意味に於てあくまでも對象それ自體に具有されてゐる場合であり、他は對象それ自體は極めて簡単な性質のものであるにも拘はらず對象の包括する範圍が廣汎なものであるためか又はこの對象に向ふて人々が様々な理想的要求を掲げる事の多いためか對象の概念規定の種々なるものを企てる餘地が多分に與へられており、その結果として惹起せられる概念の多義性を誤つて對象それ自體に附着するものゝ反映とみなしてゆく場合である。この中後の場合は一面事實上の存在であると共に他面要請上の存在である性質をもつ如き對象について屢々見られる事柄に屬する。事實上の存在としての一面だけについてみるならば事柄は極めて簡單なのであり従つてその概念把握も容易なものはあるが、この事實上の存在としての一面の上に種々な理念的要求が掲げられかゝる要求を含んだものをありのままの存在として把握しようとする所に概念把握の多義性が結果せられてくるのである。こゝでは對象の現實把握が困難なのではない。對象への理念的要求、對象への課題的要請が對象に向ひつゝある人自らの主觀的な立場の構へ方として自覺される事なしに對象それ自體に内在する客觀的な性質、現實的な契機として誤認せられてゆく點に對象把握の困難さの原因が潜んでゐるのである。いつてみればこゝでの困難は對象の側から由來するそれではなく、對象を把握しようとする人の側に於て主觀的要求と客觀的性質とを區別する事の困難さに外ならないのである。民族と呼ばれ國民と名づけられる集團現象もその實かゝる種類の對象なのではなかつたか。民族も國民も一面に於て現實的集團

として見られうる性質をもつと共に、他面に於ては或は過去の中に發見せられ或は將來の中に見出さるゝ所の課題的な集團としての性質をもつてゐるとみるべきではないか。しかも民族、國民といふ集團の上に期待せられつゝある課題それ自體が現實に存在しつゝあるこれらの集團の事實上の構成要素と考へられてゆく點に民族、國民の概念把握に於ける著しい困難と混亂が結果せられて來たのではなかつたか。マックス・シェーラーが民族の概念は民族的に分岐して極まる所がないと説き<sup>4)</sup>、チーグレルが國民概念の把握における多岐なる姿こそ國民現象の本質をなしてゐる事を指摘し<sup>5)</sup>、ヘルツが國民現象の多様性は各國民内部に於ける「國民的感情と理念とが各團體毎にも又個人毎にも質的に量的に異なつてゐる」といふ事によつて惹起せられると論じてゐるのもこの間の事理を見通しての事であつたのであらう。

この一篇は上述の如き事情をたえず念頭にしながら民族と國民との本質を明らかにしてみようとする。

## 二

前項に於て民族、國民についての明確な概念規定が何故に困難であるかの原因を指摘した。所でかゝる原因に基く一義的な把握の困難さは更に今一つの次の如き事情によつて加重せられてゐるのを發見する。外でもない、民族といふ言葉と國民といふそれとが屢々相互代替的に使用せられるといふ事實が即ちこれである。一學者が民族てふ言葉を用ふる場合に他の學者は國民といふ表現を用ふるといふ形で混亂が現れてくるのみでなし

- 4) F. Hertz, Wesen und Werden der Nation (Jahrbuch für Soziologie, erster Ergänzungsband, 1927), S. 48.  
 5) H. O. Ziegler, Die moderne Nation, 1931, S. 20.  
 6) F. Hertz, Zur Soziologie der Nation und des Nationalbewutzseins (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 65, 1931), S. 9.

に、一人の學者のみについて見ても屢々不用意に二つの言葉が代替的に用ひられてゐるのを見る。兩種の概念を明確に區別すべき事を主張する學者でさへも行論の中には無雜作に相互に置き代へて混用してゐる場合が尠くない。勿論この無雜作な混用は一面から見れば民族、國民の概念規定が一義的に確定されてゐない事の結果として考へられるが、他面から云ふならばこの不用意な混用の慣行が明確な概念規定を妨げる事情となつてゐるのを見逃す事は出來ないであらう。

従つて民族、國民の概念確定のためには何よりも先づこの兩種の概念を相互に區別しておく事が要求せられてゐる。もとより兩者の截然たる區別はその各々についての明確な本質措定をまつてのみ始めて可能な事であるのは論を俟たないが、この明確な本質措定に着手する以前によしなほ漠然たる形に於て、あれ兩者の間に區別の一線を劃しておく事が必要なのである。前述した様に學者毎にも又一人の學者のみについても屢々兩者の代替的な使用が見られてはゐるけれども、仔細にその説く所について吟味するならば若干の著しい例外は別として多くの諸家に通じて大體に於て共通な區別の仕方がなされてゐるのに氣づく事が出来る。以下暫くこの點に思ひを潛めてみよう。

ミツテェルリツヒは民族(Volk)といふ言葉の語義の歴史的變遷を辿りながら次の様にその様々な場合を區別してゐる<sup>1)</sup>。先づ第一に最も古典的な意味に於ては民族とは兵團、戦闘部隊を意味してゐた。勿論今日に於てはかゝる意味に民族てふ言葉を用ふる場合は全くない。第二に民族は轉じて一般に多くの人々の呼稱として用ひ

1) W. Mitscherlich, Volk und Nation (Handwörterbuch der Soziologie, 1931), S. 645 f. なほ以下理解の便宜のために第一、第二といふ風に區別してみたがこれが Mitscherlich の眞意に副ふてゐるか否かは保し難い。

られるに到つた。血統の如何、社會的地位の上下等に全く關係なく唯漠然と多數人の集團を表現してゐる場合である。此意味での慣用は今日に於ても見られる。例へば「町に多くの Volk がゐる」といふ場合の如きである。第三に右の様な多くの人々の中で特にある意向なり信念なりを共通にする人々の一團のみに限定されて用ひられる場合がある。基督教徒の集團を「基督教的民族」と呼ぶ場合の如きである。第四に一定地域の中にあつて全體を作る多くの人々の呼稱として用ひられる場合がある。カントの民族概念はこの意味に用ひられてゐる。第五にフィヒテやヘーゲルの場合に各世代にわたつての持続的な生共同體の意味に用ひられる。第六に同一血統に屬する人々の呼稱、換言すれば種族共同體を現す場合がある。第七に例へばスウィス民族といふ場合の如くに自然的範疇としてではなく政治的に結束せられた集團を指す事がある。第八にシュワアーベン民族、チュウリングン民族といふ場合に見られる様に大集團の中の一部 (“Kleine Volkspalter”) を呼稱する事もある。第九に一國家の中にあつて支配せらるゝ地位にある人々を支配する者に對立せしめて一括して民族と呼ぶ場合がある。十九世紀中葉の獨逸に於て貴族、封建諸侯、民族の間の軋轢と人々が云々する場合の如きこの用法を示してゐる。又後に人々が民族といふ言葉を以て廣く下層階級の呼稱として慣用するものこの用法に従つての事なのである。第十に佛革命以後は民族といふ呼稱をもつて一國家に所屬するすべての人々を表す様になつて來た。最後に第十一には民族といふ言葉は「その思惟、感覺、感情、意欲及び行動に於て囚はれざる、粗野な、核心的であり根源的な、未教養にして不撓なる」人々の群れを意味する。即ちこゝではある一定群の

人々のもつ特殊な性格が表現せられてゐる。

さて右の如きミツチェルリツヒによる十一種類の用法について、當面の爲めに必要な概念整理を施してみよう。先づ第九の用法と第十一のそれとは、一は下層階級を示し他は階級の如何を問はず一定の性格をもつ人々を表してゐるといふ風に相違があるとはいふものゝ、何れにしても蔑視せられるゝ人々の集團を呼稱する點に於ては共通してゐる。又第六と第八の用法は何れも種族又は人種と民族とを同一のものとみる點に於て共通なるものがある。更に第七と第十とは何れも政治的、國家的組織と民族との密接な聯絡を指示しつゝある點に於て實は同一の用法を示すものと見做していい。更に又第四、第五の用法は一は地域共同體、他は世代共同體を現す點に相違がありはするがその實、第二の用法に見られた如き場合を空間的に限定、又は時間的に擴大したものであり、この意味に於て根本的には第二の用法に於ける如く多くの人々の呼稱である場合の特殊例であると思ふべき事が見做す事が許されよう。殘されたものは第一及び第三の場合であるが、その中第一のものは既に慣用語としては今日他の言葉によつて全く置き代へられこの意味ではいはゞ廢語となつたものとしてこゝではこれを全く考慮外におく事が出来るし、又第三の場合は用法をやゝ擴大する事によつて民族を文化共同體とみる一般的な場合の特殊なるものと考へる事が出来よう。今以上の様な概念整理が許されるものとするならばミツチェルリツヒによつて擧示せられた十一の用法は原理的には次の五種類の語義の區別に歸着する事となつて來よう。第一は蔑視せらるゝ人々の呼稱、第二は人種の意味、第三は國家所屬員の意味、第四は漠然と多くの人々の呼稱、

第五に文化共同體の意味。所で右の五種の語義の中第四のものは特に民族といふ言葉を以て表現するの必要はなくこれを集團と呼ぶ事も許される事を考慮に入れるならばこの用法は姑く念外におく事が許されるであらうし、第一の語義も又同様に蔑稱的に用ひられる場合の民衆又は大衆といふ表現によつて置き代へられるとすれば結局残るものは人種共同體としての民族、國家又は政治共同體としての民族、文化共同體としての民族の三つの場合といふ事になつて來るであらう。ミツチェルリッヒ自身も又その概念整理の過程については何等記載する所がないけれども、結局この三種類の語義の區別に到達してゐる様に見受けられる。<sup>2)</sup>ノイマンも又民族といふ言葉の用ひられる場合を論理的に區別して第一に「政治的統一體」としての民族、第二に上記の如き政治的統一體が地域的、社會的、政治的に區分せられた場合の部分集團の呼稱としての民族、第三に「自然的統一體」としての、換言すれば種族としての民族、第四に「精神的共同體」としての民族の四としてゐるの<sup>3)</sup>も歸着する所が大體に於て同じである事を示してゐる。

だが然し以上はミツチェルリッヒの理解しつゝある所に就いて概念整理を施してみたに過ぎないのであつて他の多くの學者について具さに検討するならば右に擧げた以外の語義を民族といふ言葉に與へつゝある用法が數多く存在してゐる。殊にこの異なる用法は民族と國民とを區別して用ひようとする場合に著しく現れて來る。勿論右に述べた様な用法に従ひつゝ國民と區別して行かうとする試みもなくはないがかゝる行き方は傾向としては次第に後退しつゝあると見做す事が出來よう。

2) W. Mitscherlich, a. a. O., S, 646.

3) F. N. Neumann, Volk und Nation, 1888, S. 50. なお白井二尙氏の前掲論文59頁乃至60頁參照。

今暫く民族と國民との概念的區別に力を注ぎつゝある有力な學者のみを念頭にして、これらの人々が如何なる用法によつて國民とは異なる民族の特質を規定しようとしつゝあるかを見るのに大體に於て次の如き八種類の代表的な用法が行はれてゐるのを發見する事が出来る。第一の解釋はテンニースに於て見出されるものであり民族を國民とは異なつて「血統、言語、慣習、又恐らくは宗教によつて共同社會的に結合してゐる接觸の密なる多くの人々」を指すと説くが如き場合である。この場合彼の解釋の重點は民族が共同社會的性質をもつといふ點、及びそれにも拘はらず一つのメンゲであるといふ風に集團としての統一性を認めてゐない點におかれてゐると思はれる。従つてこのテンニースの考方は一方共同社會的と考へる事によつて民族が集團としてもつ自然的自生的な性質を指摘しようとしてゐる點に於てさきにミツチェルリツヒの場合について見た様な人種共同體とみてゆく用法、又ノイマンの場合の所謂自然的統一體とみる行き方と歩調を一にしてゐるといふ事が出来るし、他方民族を統一性なきメンゲとみなしてゐる點に於てさきに私共自身の概念整理に於て姑く考慮の外に放置した所の民族を唯單に多くの人々の呼稱とみてゆく用法の悌げを残してゐると考へられる。第二の解釋例は同じくテンニースの舊著である「社會學的研究」第二卷に於て採用せられつゝある考方であり、民族を直ちに種族共同體とみてゆく場合である。尤もこの場合彼は廣い意味での民族といふ概念を三つの場合に區別し種族共同體としての民族、文化共同體としての民族、國家共同體としての民族といふ様に説いてゐるがその中第一のものに民族といふ言葉を用ひ、第二、第三はそれ／＼國民、國家民族 (Staatsvolk) といふ表現をとる旨

4) F. Tönnies, Einführung in die Soziologie, 1931, S. 89.

を記してゐる。<sup>5)</sup>用法の一義的でない憾みは勿論あるがこゝでは國民と區別しようとする場合、種族共同體である點に民族の特質を求めようとしてゐる一點は疑ひを容れないであらう。ミツチェルリッヒが勿論不用意にではあらうが、「民族は血統的類縁の關係を規定的な特徴としてもつのに反して國民は極めて屢々血統的に異なる要素から成立つてゐる」と述べつゝある場合の如きをこの第二の用法の著しき例として擧げる事が出来るであらう。この用法は第一の場合と同じ様に民族が自然的集團である點を強調しようとするものである。この事はミツチェルリッヒが血統の統一性について科學的な懷疑を投じてゐるにも拘はらずなほ國民から民族を區別しようとする場合に血統を云々しつゝある點に徴して明らかであるべく、こゝで血統云々の下に實は民族の自然的性質を端的に表現せんとしたものとみる事が出来るし、テンニースの場合にもこのいはゞ象徴的な意義に種族といふ言葉を用ひつゝあるものと解してよいであらう。第三の用法はフィヤカントの場合に見らるゝ所であり民族を目して各種族を通じてのより高次の統一を指すものとみてゐる場合がそれである。フィヤカントに従へば言語、慣習、建築様式等に於て同一なるものがある人々の集團を種族と呼ぶ。所でかゝる意味の種族の多くのものが相互に文化的に見て類似しつゝ結合してゐる場合、各種族特有の言語は統一的な言語の方言として現れてくる。この様な各種族の關聯の仕方の中に現れてくるより高い段階の統一を呼ぶに彼は民族なる名稱を以てしたのである。<sup>7)</sup>この用法は一見して明らかである様に民族を文化的統一體と考へる立場にある事を示すものである。第四の用法は民族を以て國民とは異なり傳統的な性質をもつ集團、恒常的な集團、回顧的な受動

5) F. Tönnies, Soziologische Studien, Bd. II, 1926, S. 281 f.

6) W. Mitscherlich, a. a. O., S. 648.

的な集團と考へようとするものである。この見地にたつ學者の數は多い。中に就いて代表的なもののみ舉げてみるならば例へばヘルツはいふ、一般に人々の政治的結合は三つの道を通つて結束せられる。その第一の道は傳統、第二のそれは關心<sup>インテレッセ</sup>、第三に理想<sup>イデアール</sup>即ちこれである。その中第一の傳統を通して政治的に結合するといふのは具體的にいふならば同一血統の信仰、土地に對する愛着即ち郷土愛、最後に傳統的な文化を通して結合する事を意味するのであるが、ヘルツはこの「多面的な傳統結合體」を民族と名づけてゐる<sup>8)</sup>。又同じヘルツが傳統的結合は民族精神に受身(Passivität)の色彩を興へると説いてゐる場合<sup>9)</sup>の如き、更にはフィヤカントが一八〇〇年以後國民共同體の受動的な形態にとつて代ふるに能動的なものが出現したといふ風に説く如き<sup>10)</sup>、更に又高田博士が「私は前に述べたところの民族と、近代民族とを同一なる發達線上に置き、前者が後者にまで轉化し得るものと見る。即ち前者、いはゞ古き民族は自然的なもの、受動的のものであるに對し、それがあつた事情によつて意志的のもの、能動的のものとなるときに、近代民族となると考へてゐる。<sup>11)</sup>」(この場合、近代民族とあるのは國民の事を指してゐる―中野)と説かれた如き何れも民族の特長をその受動的なる點に求めてゐる事を示してゐる。又チイグレルが民族は「私共にとつて血縁的な地縁的な文化的な結合を意味しその最高の表現を郷土の感情の中に見出す一切の結合の謂である。この意味で民族は社會共同生活の比較的恒常的なものとして現れる。」<sup>12)</sup>と論じてゐる如きこの第四の用法に従ひつゝある事を示すものである。第五の用法はナチスの代表的國家學者と稱せられるケルロイテルが示しつゝあるものであり民族を以て「血統及び種屬的結合<sup>ゲシユレヒトスフェルビンヅング</sup>」によ

7) A. Vierkandt, Familie, Volk und Staat, 1936, S. 19. Vierkandt のこの種族と民族との區別の仕方は彼の舊著 Gesellschaftslehre 第一版、第二版に於ても亦大體同様に説かれてゐる點であるが、唯多少の異なる点は見られる。後者に於ては種族統一の内容に關して言語、趣味、藝術、武器、道具等の同一といふ事情を擧げた點及び民族を目して文化的に類似せる種族の全體(Gesamtheit)となしつゝある點の二點であらう。

つて成立し、「一定地域に於ける生活」を通して特色づけられ、「共同の文化」によつて成長し、今日に於ては「その本質的な外的表現を共同の言語（母國語）の中に見出す」所の「運命共同體」であり、「固有なる有機體」たるものであり、この固有なる有機體としての民族は一つの本質共同體として「自然的共同性」と「精神的共同性」とを合せ含む處のものと見做してゐる場合<sup>13)</sup>である。この第五の用法の特色は民族を自然的統一體と精神的統一體との綜合である意味での有機體と考へた點の中に見出される。第六の用法はフイヤカントの場合に於て民族を國民が意志共同體であるのに對立せしめて感情共同體であると見てゆく考方の中に例示せられる。尤もこの場合フイヤカントは一方に於てはさきに第四の用法の場合に引用した様に民族を受動的性質のものとし、他方に於てはこれと同じ意味のものであるかの様に民族は感情共同體であるといふ風に説いてゐるのであり、受動的であるといふ事と感情的であるといふ事を同意義に用ひてゐる様に見られるが、嚴密に云へばこの兩種の表現は同じ事柄を現してゐるとは思はれない。感情的であるすべての場合が受動的であるとはいへない、感情共同體として能動的である場合の例に乏しくない事が充分に考へられる。従つてこの意味でのフイヤカントの用法の一つを第六のものとして別に掲げた譯である。第七の用法は前出のテイグレルの別の場合に見出さるゝものであつて、例へば佛蘭西革命史に於て人々は屢々「民族主權」といふ標語に遭遇するが此の場合の「民族」といふのは一つの「理想的統一體」を現してゐるのに過ぎないのであつてかゝる理想的統一體、理念的存在に現實に呼應してゐる集團こそ國民といふ事實上の團體に外ならないといふ風に彼が説く場合<sup>15)</sup>

8) F. Hertz, Zur Soziologie der Nation usw., S. 18.

9) Ebenda, S. 19.

10) A. Vierkandt, Gesellschaftslehre, 1927, 2 auf., S. 462.

11) 高田保馬博士, 民族の問題, 昭和十年, 248頁。

の民族といふ言葉の用法がそれである。この用法に於てチイグレルは民族といふ言葉を人間といふそれと同じ程の意味に用ひてゐるのである。この事は彼が民族主權といふも人間の自由、平等といふも何れも理念的な要請にすぎないのであり決してそのままの形で現れてくる様なものではなく、この意味に於て抽象的一般的な事を指稱してゐるに止るが具體的に經驗的に現れてくる場合には國民主權、國民としての自由、平等といふ形をとつてくると論じつゝある點に徴して明らかであらう。最後に第八の用法はイタリヤの代表的理論家として著聞するポットロツトウの場合に見らるゝものであり、在來の上に見た如き用法とは全く逆に民族と國民との關係を理解しようとしてゐるものである。即ち彼はいふ、「國民は民族にまで成長する。民族は國家規律の下に於ける秩序の表現である。」と。又曰く「國民は文化的、社會的、歴史的有機體であり民族は歴史的、政治的組織であり、國家は政治的、法的秩序である。」<sup>16)</sup>此用法に於てポットロツトウは民族を一つの將來に實現せらるゝべき課題的性質の集團と見做してゐるのである。他の多くの學者が國民といふ集團に於てこそかゝる課題的集團の名に値するものを見出してゐるのと全く逆の解釋として注目をひくものがある。

以上に掲げた民族なる言葉の八種類の用法は何れも既に述べた様に國民てふ言葉から區別して民族を用ふる場合にとられつゝある見地を指摘したものである。有力なる學者が果して如何なる點に注目しつゝ國民より民族を分たうとしたかを指示したものである。所でこの八種類の用法について我々はこれを能ふ限り簡明なる共通點に歸一せしめるために若干の概念整理を施さなければならぬ。その場合先づ第一に念頭に浮び來る事は右

- 12) H. O. Ziegler, Die moderne Nation, 1930, S. 9. なほ Ziegler には Volk と Volkstum との區別がある。こゝで民族と譯出しておいたのは Volk ではなく Volkstum となつてゐる部分である。彼がこう峻別してゐるにも拘はらず民族と直に譯出した理由については今茲には立入らない。
- 13) Otto Koelleuter, Grundritz der allgemeinen Staatslehre, 1933, S. 35 u. 42.
- 14) A. Vierkandt, Ges. lehre, S. 402.

の用法中最後のもの、即ちポットロットウの解釋は全く異例に屬するといふ事であらう。彼が民族といふ表現に與へつゝある意味内容は後にも詳述する様に他の多くの人々が國民といふ言葉にこそ歸屬せしめつゝあるものなのである。言葉の用ひ方が全く逆になつてゐるのである。勿論ポットロットウはこの點について自分のこの用ひ方が最も正しいものである事を主張してはゐる。然し詮する所は言葉の問題にすぎぬといつていい。こう考へる事が若し許されるならばこの第八種類の用法は言葉の一般的な用ひ方の上から見て實は國民から民族を分たしむる民族に特有なる性格を指摘しつゝあるものではなくして、その逆に民族から國民を分たうとして國民に固有なるものを掲げつゝあるものと見做す事が出来るし、この意味に於てこの用法を姑く上記八種類の用法中から除外してゆく事が可能になつてくるであらう。所でかくの如くにして第八の用法が今我々の考慮外におかれてゆくといふ事は一の重要な意味を包藏してゐる。既に述べた様にポットロットウは民族は國民とは異なり法的秩序の表現であり歴史的に政治的組織である旨を強調してゐる。とするならばこの第八の解釋が考慮外におかれてゆくといふ事はとりもなほさず民族を國民から區別してゆく場合に法的に政治的要素の指摘を除外してゆくといふ事に外ならない。残された七種類の解釋についていふならば法的に政治的要素は民族を國民から區別してゆく場合必要ならざるものである事を暗示してゐる。事實殘された七種類の解釋中には民族を以て法的に政治的性質のものとする見地は何處にも含まれてゐない。以上は必要な概念整理の第一段の操作であるが第二段になさるべき事は第七種類の用法の處理である。この用法ではチイグレルが民族主權

15) H. O. Ziegler, Zur Souveränität der Nation, S. 251 f.

16) Guido Bortolloto, Fascismus und Nation, 1932, S. 51 u. 61.

といふ用語に於て窺はれる様な、民族といふ言葉に賦與されつゝある特殊な意味を巧みに看破しつゝかゝる場合に於ては民族といふ言葉は例へば人權宣言といふ風にははれる場合の人間といふのと同じ程の意味のものである事を指摘してゐる。人權宣言といふ言葉に於て人間といふ言葉が自然法的自由と平等とを共通にもつ抽象的存在を現してゐたのと同じ様に、民族主權といふ言葉に於ける民族といふ用語は自然法的に見て完全なる自由と平等とを享有する人々の集團を現すものとして種々なる點に於て社會的に特權づけられてゐる人々の集團に對立するものを表現してゐるといふ風にチイグレルは見てゐるのである。かういふ意味での民族はいはゞ一の理念的存在にすぎないのであり、そうであればこそかゝる理念的存在に現實に呼應するものとして國民なる集團が現れてくると彼は考へる。この用法は一見して明らかである様に民族といふ集團を一つの課題的集團、現實には存在しないが理想の集團としてその實現が希求せられる如き理念的集團たるものと考へようとする立場にたつてゐる。しかもこれを政治的・法律的に課題的集團としてみてゐるのではなく、集團的にそうみてゐる點に注目すべきものがある。後に述べる様に政治的意義に於て國民てふ集團を一の課題的集團とみてゆく場合、その課題たる性質は主として他の國民集團との對立抗争の關係を背景としつゝ見定められてゆくのに反して民族をこゝでの様に政治的意義から獨立に一の課題的集團とみてゆく場合には、他の民族集團との對立抗争の關係は全くその背景となつてはゐないのであつて、いつてみれば理念的にみて最も包括的な集團である所の人類てふこれも又一の課題的集團に到る一階梯として又は人類集團の部分的要素的表現として民族てふ課題的

集團が思念されつゝあるのである。國民の様に對立的抗爭的意義をもつ課題的集團とは異なつて人類集團の前提的又は要素的集團としての課題性が民族てふ集團に與へられてゐるのである。かくの如き意味内容が民族てふ言葉に與へられつゝある場合の存する事を看破した學者は私の知る限りチイグレル以外には存しないが、さてかゝる第七種類の用法とそれ以外の六種類の用法とはどういふ關係にたつものなのであらうか。一見して明らかである様に残された六種の用法の何れについて見てもそこには民族を課題的なるもの、理念的なるものとして見做してゆく傾向は全く見出されない様に考へられる。然し嚴密に詮索してみてもなほ果してそうなのであらうか。この點について思ひを潜めるに先立つて我々は今姑く一見飛離れてゐる様に感ぜられるこの第七の用法を「括弧」づける事によつて僅かの間これを考慮外に放置し、残る六種の用法のみについて必要な整理を施してみる事とする。いはゞ第二段の整理を半ばにしたまゝ第三段のそれに移行してみるのである。先づ六種類の用法を通覧する場合第一に注目せらるゝ事は第二と第三の用法が相互にそれぞれの力點の置き方に於て相對立しつゝある點であらう。第二の用法では民族の自然的統一體である點が強調せられてゐるのに對して第三の用法に於てはその文化的統一體である點が顧みられてゐる。前者に於ては血統の共同又は類似の如き自然的性質が又後者に於ては言語慣習等の共通の如き文化的性質が注目せられてゐる。所で第五の用法として掲げたケルロイテルの解釋はこの第二及び第三の用法を綜合したものである事に氣づく。従つて概念整理を進行せしめるためには第二及第三のものはこれを第五のものによつて代表せしめる事が許されるであらう。そのみ

ではない、第一の用法に於ける民族を共同社會的性質のものとする見地の中に含まれた一點、民族を自然的集團とみるゆき方は第二の用法とその揆を一にするものであるとするならばこの部分も又第五によつて代表せられてゐると見ていゝ。かくして残されたるものは第一の用法における單に自然的なものとする以外に諸規定と第四及び第六の用法とである。この場合これも又一見して自明である様に第四及び第六の用法は何れも第一の用法のいはゞ具體的な説明として考へられる。第四の用法に於ては民族のもつ傳統的、恒常的、受動的性質が着目せられてゐるし、第六のそれにあつては民族の感情集團たる性質が注目せられてゐる。何れにしても民族がテンニース的意義における共同社會である事の意味をその顯著なる側面について具體的に指摘しつゝあるものに外ならないのである。處で一步を進めて考へてみるのに第六の用法に於て民族を感情共同體として國民が意志共同體たる點に對立せしめて考へてゐるといふ事は基礎的な意味に於ては第四の用法を他の側面より觀察しつゝあるものである事を示してはゐないか。民族を傳統的、恒常的、受動的集團とみるといふ事はこの集團のいはゞ客觀的事情に着目したものであり、これに反してこれを感情集團とみてゆくといふ事はかゝる客觀的事情を前にしての主觀的趨向に着眼しての事であつたと考へられよう。かくして第一、第四、第六の用法を一括して考へるならば民族は客觀的にみるならば傳統的、恒常的、受動的なる性質を有する共同社會であり、主觀的にみるならば意志に於けるものではなく感情に於ける共同社會であるとして眺められてゐるといふ事が出来る。これを端的にいふならば、それについて感情の共同が成立する所の傳統共同體として受動的な性質を有

する集團として考へられてゐるのである。茲に後述する場合との關聯上から見て特に記しておかねばならぬ二つの事が存在する。一はさきにみた様な第四の用法に於ては傳統的といふ言葉の次に恒常的といふ表現を見出したが、この場合の恒常的といふ事は傳統的といふ事の別の表現として考へる事を便宜とするといふ見地からして姑く恒常的といふ言葉を考慮外においたといふ事であり、第二には第四の用法に於て恒常的といふ言葉の次におかれてゐた受動的といふ表現をこの表現の系列から切り離して特別に扱つてみたといふ事である。右の中第一の點については特に説明を要しない。説明を要するのは第二の點についてであらう。受動的なる性質をもつとみる規定を特に別のものであるかの如くに扱はうとした理由は次の點に潜んでゐる。民族を受動的な集團としてゆく場合には次の様な二つの側面が合せ考へられてゐる。一は傳統的恒常的な民族てふ集團はかゝるものとして既にいはゞ與へられてゐる所の既存集團であり、この意味に於てこれから先きになほその實現が希求せられてゆくといふ意味における課題的集團としての國民に對立してゐるといふ側面であり、他はこの既存的な事實が外部から何等かの意味に於て壓迫せられつゝある、又は尠くも外部からけぢめづけられつゝあるといふ風に感ぜられる側面である。この兩側面を民族は受動的な集團であるといふ風にいふ場合のその受動的なといふ表現は合せ含んでゐる。他から押されるのでなければ受動的なる感じが動く筈はないが、又押されるだけの既存の事實がなければ押されるといふ事はあり得ないといふ意味に於て民族が受動的な集團であるといふ場合には、外部からの何等かの制肘と制肘下に立つ既存の事實の存在とが合せて考へられてゐる筈なので

ある。勿論傳統的といふ表現を用ふる場合にもこの間の事理は合せ考へられてはゐる。然し受動的といふ表現が積極的に意識的に外部からの制肘といふ事情を考慮してゐるのに比較すれば多少その邊の調子が弱いのみでなしに意識的である程度が低い。これが受動的といふ表現を特別に取扱はうとした理由なのである。さて以上の様な第三段の概念整理に於て我々は結局第一から第六迄の六種の用法について二様の意味内容の種類がある事に想到しえた譯である。一は第五の用法に於て見られた如き（ここでは既に第二、第三の用法が綜合せられてゐる）民族を以て自然的文化的共同體とみる場合であり他は今直前にみた如く民族を以て傳統的、感情的、受動的共同體とみる場合である。所でこの二種類の異なる意味内容の系列は後者の場合に於ける傳統的といふ表現を自由にしかも許されうる範圍内に於て廣く解してゆく限り更に簡單なる一系列の意味内容に包攝せしめてゆく事が許されはしないか。即ちこうである。自然的文化的共同體であるといふ場合具體的に意味せられつゝある事柄は既に觸れた様に血統、言語、慣習等に於ける共同に外ならない。若しそうであるならばこれらの點における共同こそ別の側面からして傳統なる表現の下に意味せられつゝある所のものに外ならなかつたであらう。傳統なる言葉の下に何が意味せられてゐるかについての詳細な吟味は後に更めてとりあげる場合があるが、今これを漠然と解釋するにしてもこの言葉の中に自然的文化的事情の共通といふ意味を含ましめて解する事は甚だしい不合理ではないであらう。とするならばさきあげた二様の意味系列の中前者は後者の中に包攝せしめつゝ以て意味内容をより一層單元化してゆく事が許される筈なのである。かくして第一から第六に到

る用法全般にわたつて我々は次の様にいふ事が出来なければならぬ。そこでは自然的文化的共同體としての傳統共同體として、又感情共同體として受動的な性質を有するものとしての民族が考へられつゝある。以上第三段の概念整理を終へたが我々の前に残された事はこゝに到達した地點からふり返つて第二段の整理半ばに於て「括弧」づけたまゝ姑く念慮の外に放置しておいた事柄についてその「括弧」を解いて記憶に上しつゝ第三段の概念整理と連絡づけて考へてみるといふ事である。この事はさきに半ば迄しか遂行しなかつた第二段の概念整理を完成する事を意味すると考へてもいゝし、新たにこういふ形で第四段の概念整理に着手する事を意味するものと見做してもよい。さきに第二段の整理半ばに括弧づけておいた事柄といふのは民族を政治的意義に於てはなしに集團的意義に於て課題性を有する集團とみてゆくゆき方である。既に記しておいた様にこの第七の用法と第一以下第六に到る用法との間には結びつき難いものが見して存在するか様に考へられもするがそれは主として第一乃至第六の用法に於て受動的集團とみる見地があり、この受動的といふ表現と一致しないと考へられる事のために外ならない。所で仔細に立入つて注目してみるならば既に觸れた様に受動的といふ表現の中には外部からの制肘といふ事情の外に、といふよりこの事情成立の先行條件としての傳統的なるものも既に存する事情が含まれ考へられてゐる。傳統的なるものが傳統的なるものとしてうけとられるといふ事は一面に於ては他からの制肘を豫想して可能なのであらうが、他面に於てはこの一定の傳統圏をより包括的な人類集團への前段階的意義又は尠くとも要素的意義に於て考へる事を前提として豫想してはゐないか。なるほど事實に

於ては一のものを傳統圏としてみるといふ事は意識的には包括的な全般的な人類集團との關係を絶ち去つて主として他の同様なる傳統圏との對峙關係を意識しての事である場合が、屢々といふよりも一般的である事は私と雖もこれを疑はうとはしない。然し意識的にこういふ對峙關係に於て傳統的な特色を發見しようとするといふ事は、よし同じく意識的に行き過ぎた極端な場合としては他の傳統圏の存在を抹消しさらうとする傾向を含みもつてゐる事が事實であるとしても、なほ且つより包括的な人類集團との前述の如き關係を（現れた形に於ては多くは無意識に於てゞあれ）豫想して始めて可能な事であると考ふべきではないか。自らの傳統圏の特色を強調する人々が屢々この傳統圏をのみ選ばれたる唯一の集團と考へる傾向を見せるといふ事はこの間の消息を暗示してはゐないか。傳統的であるといふ場合この表現の中には唯單に既存の事實がその事實としてあるがまゝの姿に於て捉へられたこの最も嚴密なる意味に於ける事實上の存在のみが意味されて含まれてゐるのではない、後に詳論する様に一定の方向に價值づけられたいはゞ一種の理念的存在が嚴密な意味に於ける事實的存在と織り合はされて廣い意味での事實的存在として含み考へられてゐる。價值的に眺められ理念的に要請せられた事實が既存の事實と共にその識別が困難な程に混合せしめられつゝ傳統的といふ表現の中にその具體的な内容として包攝せられてゐるのである。而して茲に一定の方向に價值づけ理念づけるといふ場合のこの一定の方向はあの第七の用法に於てみた如き人類集團への方向に於て民族を一の課題的集團とみてゆく立場からして與へられてくるものではなかつたか。この間の連絡が見忘れられ勝なのは一に意識的には且つ直接的には他

の傳統圈との對峙關係のみが強く表面に浮び上つてゐるがために外ならない。かくして第七の用法はその實第一乃至第六の用法の根柢に豫想されてゐるといふ關係にたつてゐる。今この關係を念頭にしつゝ以上の諸段階にわたつての概念整理の結果を要約するならば、これらの七種類の用法に通ずるものとしてそこでは民族は自然的文化的共同體たると共に理念的共同體たる傳統的共同體として感情共同體たり受動的なる性質をもつものとして考へられつゝあるのを發見する。これを國民てふ言葉との對立に於て、端的にいふならば民族といふ場合、傳統的なる（この言葉の中に既に自然的文化的共同も理念的共同も含まれてゐる）感情的なる、受動的なる集團が考へられてゐるといふ事になるであらう。

着眼を轉じて國民の概念について考へてみよう。今一般的に國民といふ言葉が用ひられる様々なる場合についてそれが廢語になつてゐると否とを問はず一々指摘する事から始めてゆく。先づ第一に國民といふ言葉は會て「反語的な調子」を帯びたものとして一定の人種、それも未開蒙昧の人々を指すものとして用ひられた。この用法はチイグレル及びヘルツが指摘してゐる所であるが、いふまでもなく今日に於ては全く見出し得ざる用法である。第二にそれは一定の土地、住居、郷里、都市等への所屬關係を現すものとして（ヘルツ<sup>18)</sup>、或は「行政的區劃」を現すものとして（チイグレル<sup>19)</sup>）用ひられる場合がある。中世の宗會（Konzen）、ギルド、大學等に於てはかゝる意味に用ひられてゐる。この用法も今日廢用せられて終つた事第一の場合に同じい。第三にこの言葉は一定の Stand 又は Geschlecht に所屬する人々を現すものとして用ひられる場合がある事ミツチェル

17) O. v. Ziegler, Die moderne Nation, S. 21.; F. Hertz, W. u. W. d. N., S. 3.

18) F. Hertz, W. u. W. I. N. S. 3.

19) O. v. Ziegler, Die moderne Nation, S. 22.

リツヒの指摘しつゝある如くである。<sup>20)</sup> 彼はこの用法の例としてゲーテに於ける用例を擧げてゐる。この用法も亦今日には全く見られない。第四にこれも又ミツチェルリツヒが擧げた場合であるが、國民といふ言葉はある人々のある舉動様式を現すものとして用ひられる事がある。具體的にいふならば無能力なる人々、敗殘者、賤民等の呼稱として用ひられる場合がある。<sup>21)</sup> 第五に祖國 (Vaterland) 又は國土 (Reich) の意味を現す場合がある事をザウエルが指摘してゐる。<sup>21)</sup> 第六にキルヒホッフによつて示された様<sup>22)</sup>に固有なる文化を共同にし且つこの共同文化についての意識を共通にする人々の呼稱、即ち所謂文化國民としての意味に於て用ひられる場合が存在する。第七にこれを特に國家との關係に於て一國家に所屬する人々の總稱として用ひられる場合がある事既に引用したミツチェルリツヒ、ザウエル、キルヒホッフその他多くの學者が指摘しつゝある如くである。さて以上七種類の用法の中第一、第二、第三は既に今日廢用せられ終つたものとして、又第四、第五は何れも今日に於ては異常例に屬する用法として考慮外におく事が出来るであらうし、又第六の用法は實はさきに見た如き民族の呼稱を變へたものに外ならないとみる事によつて同様に念頭から除外する事が可能であるとすれば殘されるものは第七の用法のみとなつてくる。かくして一般的な用法のみに限つていふならば今日國民といふ場合その最も意義に於て重要な用法はキルヒホッフの所謂國家國民 (Staatsnation) を呼稱する場合であるといふ事になり、民族といふ言葉について我々が既にみた如き甚しき困亂はこの場合存してゐない。

然し我々はこの一般的な用法についての瞥見から一步を進めて、さきに民族なる用語についてさうした様に

20) W. Mitscherlich, a. a. O., S. 647.

21) W. Sauer, Rechts und Staatsphilosophie, 1936, S. 199.

22) A. Kirchhoff, Zur Verständigung über die Begriffe Nation und Nationalität, 1905, S. 52 f.

多くの有力なる學者が民族から國民を區別して考へてゆかうとする場合如何なる點に着目しつゝあるかについて考へる所がなければならぬ。その場合さきに民族についてその用法の様々なる場合を擧げたのに能ふ限り呼應せしめつゝゆく事とする。先づ第一に國民は民族とは異なり寧ろ「より意識せられたる、形作られたる、特に國民的藝術及び科學の如き觀念財への共同關與によつて結ばれてゐると感ずる」所の利益社會的なる性質を有する集團を意味するものとして指摘せられてゐる場合がある。テンニースに於ける用法が即ちこれである。<sup>23)</sup>

第二に民族が自然的自生的のものであるのに對して、國民は「實質」であり「價值」であるとみる考へ方がある。ザウエルが「國民とは民族型の價值ある實現を指す。又は民族的理想型の實現への努力を指す。」と云ひ「國民とは最高の價值共同體なのである。」と述べつゝある場合の如きこの用法を示示してゐる。<sup>24)</sup> 第三の用法は民族が傳統的、恒常的、回顧的性質のもの、受動的なる集團であるのに對して前進的、歴史的、鬭争的、積極的性質を有するものとして國民集團を考へようとする場合である。例へばヘルツが國民概念の中核をなすものは「國民形成の中に次第に益々明確になつてゆく所の理念即ち國民人格」への努力の中に潜んでゐる事を説きつゝある如き、<sup>25)</sup> エートヴェスが又ズルツバッハが國民の本質を權力意欲達成のための鬭争共同體である事を指摘しつゝある如き、<sup>26)</sup> 又チイグレルが國民は民族とは異なつて歴史的範疇のものである事を指摘してゐる如き、<sup>27)</sup> 高田博士が既に引用した文中に現はれた如く近代民族即ち國民となつて現れるのは「能動的のもの」となつた時であると説き、同じくフィヤカントがこれも又さきに引用した様に十九世紀以後に於て國民共同體の能動的

23) F. Tönnies, Einf. in die Soz., S. 90.

24) W. Sauer, a. a. O., S. 201, 202.

25) F. Herz, Zur Soz. d. N. usw. S. 20.

26) Jos Eötös, Der Einflutz der herrschenden Ideen des 19. Jahrhunderts auf den Staats, 1851.

な形式が出現したとみてゐる如き何れもこの第三の用法を示してゐる。第四に民族が感情共同體たり、有機體たるに對して、國民は特に意志共同體であり、本質共同體である事を指摘する用法が見出される。フィヤカント、<sup>28)</sup>ケルロイテル、<sup>29)</sup>シュターペル<sup>30)</sup>等に於ける用法が即ちこれである。第五に民族が一の理想的統一體として抽象的存在を現しつゝあるのに對して、國民はその現實的呼應を示しつゝあるものとみてゆく用法がある。既に引用する所あつた如きチイグレルに於て見出されるものである。第六に民族が「國家的規律の下に於ける秩序の表現」であるのに對して國民は「文化的、社會的、歴史的有機體」であると見做しつゝあるポットロツトウに於ける用法が考へられる。さて以上列擧した如き六種の用法について概念整理を施す事次の如くである。この六種の用法の中最後のポットロツトウの用法は民族の場合に見たと同様にこれを今姑く全く考慮の外におく事を許すものである。蓋しこゝでも又彼が國民なる言葉の下に意味しつゝあるものはその實他の殆んどすべての人々が民族について云々しつゝある所のものに外ならないからである。又第五のチイグレルに於て見出し得た様な特殊な用法は第六同様に除外し去る事が可能である。民族の場合についてはチイグレルの民族を目して特殊なる意味における課題的集團であると見る考へ方は重要な意義を保有し得たが、國民てふ言葉についての彼の特異なる解釋はかくの如き重要さをもつてゐるものとは考へられない。理念的統一體としては抽象的な存在である所の民族集團に現實的に呼應する所のものとして國民を考へてゆくといふ事は、民族から國民を區別して考へてゆかうとする傾向の據り所を探索しつゝある今の場合にとつては直接なる意義を有するとは思は

W. Sulzbach, Begriff und Wesen der Nation in den "Dioskuren", Jahrbuch für Geisteswissenschaften, 1923.

27) O. v. Ziegler, Die moderne Nation, S. 9.

28) A. Vierkandt, Gesellschaftslehre, S. 462.

29) O. Koellreuter, a. a. O., S. 43.

30) W. Stapel, Volk und Staat, 1929, S. 16.

れずこれを考慮外に放置する事が許されよう。とすれば残るものは第一乃至第四の用法である。今これらの四用法を通覧する時さきに民族てふ言葉の第一乃至第六の用法について見た場合とは全く異なり著しき類似點が共通しつゝあるのを見逃す事が出来ない。第一の用法に於て例示した様にテニスが國民に於ける利益社會的なる性質を強調したのは國民集團が作られたる集團であり、又觀念財への配與に於て生長しつゝある集團である事を表現しようとしたために外ならないと考へ、又第二の用法としてザウエルが國民は價值共同體であると考へようとしたのは國民を目して努力における共同體であると考へつゝもこの努力の向ふ方向に力點をおきつゝ規定しようとしたためであると見做し、更に又第三の用法に於て三四の學者が國民を前進的、歴史的、戰鬪的、積極的性質の集團であると見ようとしたのは國民集團をその成立過程に力點をおきつゝ見てゆかうとしたものであると考へ、最後に又第四の用法に於て國民は意志共同體たり本質共同體たるものに外ならないとされてゆくのは國民集團の成立過程における内面的氣組又は精神的構造を特に指摘しつゝあるものであるといふ風に理解する事が若し許されるならば、第一乃至第四の用法は何れも共通なる又は尠くとも類似せるある一點をそれぞれ異なる側面から觀察する事によつて相互に本質規定のための表現を異にする結果となつたものにすぎないと見做す事が出来よう。共通な又は類似せる一點と茲に記したのはいふまでもなく國民集團が將來に於てその實現が希求せられてゆく所の課題的なる性質の集團として考へられてゐるといふ點即ちこれである。しかもその場合以上に擧げた用法に於ては表面にこそ浮んではゐなかつたが後に詳細に述ぶる事によつて明ら

かとなるであらう様に、國民の課題的集團たる性質が政治的意義に於て把握されてゐる事を考慮の中にいれるならば政治的に希求せられる課題的集團として國民が考へられてゐる一點がこれらの用法に於て共通に又は類似的に考へられてゐるのであり、この一點がかゝる集團が意識的に作り出されてゆく側面から眺められて利益社會となされたのであり、作られてゆく過程そのものゝ角度から見ても努力共同體と看做されたのであり、この實現過程の内面的氣組に着眼して意志共同體であるてふ規定が生じたのであり、最後にかゝる過程の目指す處から眺められて價值共同體とみらるゝに到つたのであらう。

以上民族と國民との兩概念について各々の用法についてその一々を吟味しながら、兩者が混用せられる場合はありながら區別せんとする大體の方向の有力なるものがどの様なものであるかを考へて來た。その場合不必要にして煩瑣であると思はれる程に後に概念整理を施す場合には除外されてゆくものを迄當初から擧示してゆくといふ様な方法を敢てとつたのは一に兩概念の區別の一線を充分なる考慮に於てとり出したかつたために外ならなつたが、さてその結果として我々の前に浮び來つた最も有力なる區別の一線は如何なるものであつたか。民族が傳統的、感情的、受動的集團であるのに對して國民は將來的、意志的、積極的集團であるといふ點即ちこれである。これをより端的にいふならば民族は傳統的共同體であり國民は政治的意義に於ける課題的集團なのである。

だが然し以上の議論はあくまでも兩概念を區別すべき大體の標準を追求したに止るものであつてそれ以上で

はない。この標準を念頭にしつつ、民族、國民各々についてその本質を明確に限定する事が進みてなされるべき事として我々の前に残されてゐる。

## 三

先づ民族の本質について考へる事から始めよう。民族と呼べるゝ以上そこには一の何等かの意味に於ける集團生活が考へられてゐるのであらう。若しそうであるならばこの一定の集團生活をして民族と呼ばしむるに到る所以のものは何に於て存してゐるのであらうか。暫く一見迂回的でありすぎるかに見ゆるであらう順序をとりつつ考へを進める事を許されたい。

人間のあらゆる集團生活の種類を見渡してみる。この様々なる集團生活の全般にわたつて如何なる角度から如何なる分類が企て得られるかについてはこゝでは立入る必要がない。唯當面しつつある問題のために必要不可欠と思はれる一分類のみをとりあげよう。今假りにこの地球上に存在する限りのすべての人間の集團生活の全範圍を世界と呼んでおく。この世界といふ名で統括せられる集團生活にはその全般にわたつてその維持強行が有効に確保せられてゐる様な統一的な秩序は現在の所までは存してゐない。勿論若干の部分的秩序の交錯による所謂避け難き秩序の存するものがありはしよう。又所謂自然的秩序の存在も消極的秩序の妥當も考へられなくはない。然しこれらの形での秩序は何れを世界全般にわたつての統一的把持主體を有せず従つて又それ

だけ統一的にして積極的な性質を有する秩序ではない。こういう意味に於ては名稱こそ世界といふ統一的であるかに見ゆるものを持つてゐるとはいへこゝに世界といふのは未だ組織づけられざる各種集團の單なる總稱にすぎないといつていい。所でかゝる事情の下にあるあらゆる集團生活は右にのべた如き意味に於て世界的統一的秩序なき所にいはゞ水平的に對立の關係にあるか、又は部分的にのみ統一的なる秩序の下にあつていはゞ水平的にか垂直的にか相立に對立又は依存或は支配從屬の關係にたつかを分類の標準とする事によつて二つの部類に分たれる事が出来る。その一は自らのみの範圍に於ては統一的にして積極的な秩序をもつてはゐるけれども、自らの範圍を超えてはかくの如き統一的積極的秩序を有せざる集團生活の種類である。今假りにかゝる種類の集團生活をその幾つかゞ相俟つてよし統一なき姿に於てゞあれ世界といふ全般的な集團生活を構成する單位であるといふ意味に於て世界に於ける部分集團と名づけておかう。いふまでもなくこゝにいふこの世界に於ける部分集團は各々相互に水平的關係に於て對立する。勿論事實に於てはこの水平的關係は垂直的な性質を多分にもち、又は垂直的關係に入らしむべく強制せられる場合がなくはない。然しかゝる事態が現實的に見られ又は見られようとしてゐるといふ事柄は若干の部分集團の範圍についてのみ云々せられ得る事柄にすぎないのであつて、世界といふ包括的な全般の角度からしてみるならばかゝる場合にあつても依然として各部分集團は相互に水平的關係にたつてゐる。けだし既に述べた様に世界の全般にわたつての統一的なる秩序は何處にも存しておらず、従つて又各單位相互の關係を垂直的のものたらしめ得る所以の共通なる地盤が存してゐな

いからである。又この世界に於ける部分集團は相互に事實に於ては對立の關係に立つのみでなしに極めて屢々相互依存の關係に立つてもゐるであらう。然しこの相互依存の關係とてもあくまでも若干數の部分集團の範圍内に於てのみ云々し得る事に止るのであつて、統一的秩序なき世界そのものゝ角度から見るとは各部分集團は相互に對立の關係にたつてゐるといふの外はない。以上は第一種類の集團についての大體の説明である。次にかくの如き第一種類の集團から區別せられる第二種類の集團といふのは次の如きものを意味してゐる。第一種類の集團である所の世界に於ける部分集團はそれ自らは既に述べた様に統一的積極的なる秩序を有してゐる。かゝる意味での部分集團は本來の意味に於て全體社會と呼ばれつゝあるものに外ならないが、この所謂全體社會の内部には前述の如き統一的積極的秩序の支配をうけつゝ或は相互に水平的に或は對立、依存、或は支配從屬の關係にたつてゐる所の各種の集團生活が存在する。この種類の集團生活は普通には單に部分社會と呼びなされてゐるものに他ならないが、さきに私が部分集團と呼んだものとの混同をさけるためにこゝに考へつゝある第二種類の集團生活を假りに世界に於ける部分集團の要素的集團と名づけておかう。或はこの名稱が餘りに冗長に失する虞ひがあるならば、これを第二次的意義に於ける部分集團といふ意味に於て單に第二次部分集團と呼び、既に述べた所の世界に於ける部分集團を第一次部分集團と呼ぶ事によつて區別しよう。さて世界に於けるすべての集團は第一次部分集團であるか第二次部分集團であるかの何れかである。第三次以下のより小なる部分集團の存在が考へられるであらうけれども、今の場合にとつてはそこまで

考へを押し進めてゆく必要はない。蓋し自らの上に統一的積極的秩序を有するか否か、今の場合の區別の標準となつてゐるからである。

然しこれだけで當面の問題のために必要な準備がその最小限度に於てさへも未だなし盡されてゐる譯ではない。必要な最小限度の準備を整へておくためになほ觀らるゝ可き今一つの事柄が存在してゐる。さきに世界に於ける部分集團、又は單に第一次部分集團と呼んだものゝ中にも注目して見るならば、分類とまではいへないにしても大まかな區別の線に沿ふて二様のものが漠然とながら分れてゐるのに氣づく。それはこうである。廣い意味にこれを解する限り政治には二つの側面があると考へられる。その一は政治せられる範圍の内に注目を専ら向けようとする所の所謂内政の側面であり、他はこの政治範圍の外に注目を向け他の集團との關係を専ら考慮按配してゆかうとする所謂外政（外交といふ表現を殊更に避けた）の側面である。所で一般に政治するといふ機能はさきに述べた如き第一次部分集團のみが擔ふ所のものなのである。第二次部分集團には各種の統制活動がなされてゐるのを見はするが、固有の意味に於ける政治活動は存しない。所謂統制活動と政治活動との區別點は最も根本的にはこれらの活動の主體が第二次部分集團であるか第一次のそれであるかの相違の中に潜んでゐる。政治活動とても勿論一種の統制活動には違ひないがこれを特に政治的と呼び得る所以のものは、一に政治的統制活動を營む主體たる第一次部分集團が自らの範圍を超えては統一的積極的秩序を有してゐないといふ事情に因を發して、そのとる所の統制活動がかの自らの上に統一的積極的秩序の存在を有する所の第二次

部分集團の營む統制活動と自ら異ならざる事を得ないといふ點に潜んでゐる。かくして第一次部分集團のみ政治活動を營むものと考へられるが、仔細に注目するならばすべての第一次部分集團がさきのべた如き政治の兩側面を同じ度合に於て營みつゝある譯ではない。ある集團にあつては内政的側面のみが強調せられて營まれる事があるであらうし、或はその逆である事があらう。同一集團のみについてみても時期を異にし事情を異にする事によつて力の注がるゝ側面に消長があるであらう。今こゝではかゝる態容の様々なる姿に立入つて吟味する必要は存しない。當面のために必要な一點は主として所謂内政的側面に力點をおく如き事情の下にある種類の第一次分集團と内政、外政共に合せ考へる事を要し、一に力點を注ぐためには必然他にも尠くとも潛勢的ながら同じ程の注目を拂はずにはおれぬ如き事情の下におかれつゝある種類の第一次部分集團とを大まかながらに分ち考へておくといふ事である。この相違が何に基くものであるかのその事情についてはこゝでは詳論する場所ではないが、大體に於て他の第一次部分集團との關係に於て自然的にか（例へば地理的空間的にか）又は社會的にか（例へば資源關發、市場獲得、移民政策等の爲めにか）相互の接觸が密でないか密であるかの相違が最も決定的な事情であると考へられる。今假りに後の便宜のために右に大體分けて考へた如き第一種類の第一次部分集團を接觸の疎なる第一次部分集團と名づけ、第二種類のことを接觸の密なる第一次部分集團と呼んでおかう。勿論この區別は極めて流動的なる區別であり、且つ今日の世界に於ける開發關係から見て前者の種類に嚴密に所屬するものは求め難く稍これに近きもの若干を數へ得るにすぎず、この様な見分け方のもの現

實的意義は極めて尠い様に考へられるけれども、そのもつてゐる理論的意義、特に民族概念の著しき混亂を防止するに役立つといふ意味に於ては重要な意義を主張しうる。この事は臆て明らかになつてゆかう。

さて上述の如き稍長きにすぎたかに見ゆる迂回又は準備から、當面の問題である所の民族の本質を何處に自ら求めようとするかの論議に歸つて考へよう。先づ問ひを發してみる。民族といふ一つのこの世界上における集團生活は上述の第一次部分集團に屬するものであるか、それとも然らずして第二次部分集團に屬するものなであらうか。解答は一に民族が自らの上に統一的積極的秩序の支配するものあるのを有するか否かによつて與へられて来る。他の部分集團との間に統一的積極的秩序の存在し支配するものなくして、いはゞこの意味に於ては無秩序的に他の部分集團と水平的に對立の關係にたつてゐるか否かの見定めによつて一義的な解答が與へられて来る筈である。この點について人々は恐らく異議なく、民族てふ集團生活は自らの範圍を超えてはより上位的な地位に於て支配する處の統一的積極的秩序を有せざるものであり、この意味に於て他の部分集團（勿論第一次のそれ）と無秩序なる世界に於て水平的に對立しつゝある事實を容認するであらう。若しそうであるならば民族は紛れもなく第一次部分集團の中に所屬してゐる。だが然し問ひは更に重ねて發せられなければならぬ。等しく第一次部分集團の中に屬するとしても、民族は私の所謂接觸の疎なる第一次部分集團に屬するものであるか、それとも然らずして第一次部分集團の中にあつても接觸の密なるものゝ側に立つものなであらうか。現實に於ける民族といふ言葉の慣用例についていふならば、この間に區別は施されてゐない様であ

り、接觸の疎なるものをも密なるものをも等しく民族と呼びならはしてゐるかに感ぜられる。然し私は固有の意味における民族てふ言葉は、接觸の密なるが如き種類の第一次部分集團に所屬するものみに限定せらるべきものであると考へる。蓋し後に詳述する様に民族概念の中核をなすものはある意味における傳統であり、この傳統觀念の成立のためには他の部分集團との接觸の密なる事を前提として豫想しなければならぬからである。(何故にかく考へるかの理由については後に説く事として、茲では唯一般的な根據だけを明らかにしておくに止めて先きへ行く。)接觸の疎なる第一次部分集團の呼稱として民族といふ名稱を用ふるのは、これも又後に述べる様に接觸の密なる第一次部分集團が民族と本來呼ばるゝ事からある事情の共通を根據として類推せられた上での事であるか又は便宜のためにすぎない。こう嚴密に考へておく事は民族の概念規定に於ける無用と思はれる程の混亂をさけるためには重要な意義をもつと思はれる。蓋しある任意の學者の民族概念の規定を論難するための根據として指摘せられる所のものが、極めて屢々本來類推的に又は便宜的に民族と呼ばれつゝあるにすぎぬ集團生活の範圍から採りあげられてゐる事實が存するからである。以上で勿論私の立場の方向を大體ながらにはあるが指摘する事によつて民族は第一次部分集團のしかも接觸の密なるものに所屬するものである事を明らかにしたが、これで私の立場の方向する所についての疑問がすべて解き盡された譯ではないであらう。等しく接觸の密なる第一次部分集團とはいふものゝそこには民族以外に各種のものゝ存在が考へ得られよう。若もそうであるならばこれらのものから民族を區別せしむる所以のものはこれを何處に求むべきものな

のであらうか。これが私になほ残された問題なのである。然しこゝでこの問題に直面する以前に私は今一度煩瑣な様ではあるが迂回の道をとつてみたい。そうする事によつて今暫く他の多くの學者が如何なの徴表に於て民族の本質をもとめようとしたかについて思ひを潛めてみよう。

民族の本質を規定しようとした試みは著しく多種多様である。そのすべてにわたつて若干の類似點をとらへ以て能ふ限り最小限度の部類に一々の學説を分類配列する事さへもそう容易な事ではない。普通には第一部類としていはゞ國法學的説明、第二に客觀主義的説明、第三に主觀主義的説明の三部類に分ちつゝ民族理論をその何れかに所屬せしめて考へようとする。この事は例へばチイグレルに於て採られてゐる所であるし<sup>1)</sup>、ヘルツ<sup>2)</sup>もフェルス<sup>3)</sup>もこの方法に従つてゐる様に見える。然しこの分類の仕方は本來第二部類の中に所屬せしむべきものを第一部類として特別に取扱つてゐる點に於て難點をもつてゐる。蓋しこゝに國法學的説明として指摘せられてゐるのは國家への所屬に於て民族概念の本質を索めようとする考方を指してゐるが、かゝる考方がよし法律主義的形式的解釋に過ぎぬとの非難に値するものがあるとしても、兎に角國家への所屬といふ一の客觀的標準（これが當否は姑く別として）を提出してゐる限りは客觀主義的説明の中に屬すべきものと考へられるからである。私はこの意味に於て一を客觀主義的説明、他を主觀主義的説明といふ風に若干の不都合を忍びつゝではあるが、すべての民族理論を二部類に區別して考へてゆかうとする。今若干の不都合を忍びつゝと特に記した理由は後に窺ふ様に、等しく客觀主義的説明と呼べるゝものゝ中にあつても主觀的要素を充分に考慮の中に

- 1) H. O. Ziegler, Die moderne Nation.
- 2) F. Hertz, Zur Soziologie d. N. usw.
- 3) J. Fels, Begriff und Wesen der Nation, 1927.

入れてゐるものがあり、又逆に一樣に主觀主義的立場と稱せらるゝものゝ中にも客觀的要素がある意味に於て不可缺の前提をなしつゝある事を充分に容認しつゝあるものが考へられ、その間の區別は場合によつては著しく流動的なものがあるからである。

等しく客觀主義的立場をとる場合にあつても様々なる學說の分岐が存在する。血統共同體説がその第一、地域共同體説が第二、言語共同體説が第三、宗教共同體説が第四、文化共同體説が第五、運命共同體説が第六、國家への共同所屬を本質的とみる説が第七である。他になほ若干の客觀的要素の綜合存在を必要とみる説など幾多のものゝ存する事が考へられるが、今は主なるものゝみを擧げるに止めよう。右に列擧した七種類の客觀主義的説明の中特にこゝにとりあげて吟味を要するものがあると思はれるものは、第二及び第四を除く四種類の説明である。以下順を逐ふて吟味を加へてみよう。

先づ血統共同體説について考へてみる。例へばパウホが明確に規定した<sup>4)</sup>様に、この立場をとる人々は血統を共同にするといふ事が民族の本質をなしてゐる事を主張する。この立場は近時ナチス獨逸の民族理論家が争ふてとりつゝあるものである事は云ふ迄もないが、これについての批判は別稿に於て<sup>5)</sup>詳細に展開しておいたが故にこゝでは行論上必要であると思はるゝ點のみをとり出しておく事とする。第一に今日に於ては同一血統のみからなる「純粹人種」の如きものは全く存在してゐない。最近の自然科学的人種學的研究に於て人種と呼ばれつゝあるものは、唯單に恒に混血の結果たる所與について概括せられた生理的特徴の各群を相對的に辨別する

4) B. Bauch, Vom Begriff der Nation (Kantstudien XXI), S. 140 f.

5) 拙稿、ナチス民族理論の吟味（「商學討究」第九卷上冊所載）。

事によつて得られた指定にすぎない<sup>6)</sup>。この意味に於て血統の共同を客觀的所與と見て、そこに民族の本質を求めようとする事は著しく非科學的であるといはなければならぬ。第二にこの説明は現實に背馳するものである。蓋し現實に於ては血統を共同にしつゝも同一民族をなさざるものがあり、又逆に血統を異にしつゝも同一民族に所屬する場合が見出されるからである。前者の例は最も端的には英國と米國との間に見出されるし、後者の例はガリヤ人種、ローマ人種、ギリテン人種、ゲルマン人種等からなるといはれる、佛蘭西民族<sup>7)</sup>に於て見出されよう。尤もこの第二の難點については或は次の様な反駁が豫想せられよう。今日血統を共同にしつゝも同一民族をなさざる場合が考へられるがそれは今日に於てそうなつたにすぎず、曾ては同一民族をなしてゐるのではなかつたか、又今日血統を異にしつゝも同一民族をなす場合が存してはゐるが、それとても過去に於てはその各々血統を異にするものがそれ／＼單一の民族をなしてゐたのではなかつたかといふ風に。このあり得べき反駁に對しては私はこう答へようとする。曾て民族たりしものが分散して幾つかの民族の區別を生じ、曾て民族をなさざりしものが今日同一民族の旗幟の下に集るに到つてゐるといふこの歴史的變遷の事實こそは、民族概念の本質をなすものが血統の共同といふ客觀的事情以外の何ものかである事を訓へてはゐないか。この點については自明なものがあると考へられるが故にこれ以上立入らない。さて血統共同體説は右に述べた如き難點を含んでゐる。だが然しそれにも拘はらず有力なる多くの學者が今日もなほこの立場に據りつゝある所以のものは何處に存してゐるのであらうか。血統の共同といふ事情が科學的には嚴密な一義性を有するものではな

6) F. Herz, "Rasse" (Handwörterbuch der Soziologie, dritte Lieferung, 1931), S. 462 f.

7) J. Fels, a. a. O., S. 79.

いにも拘はらず依然としてこの立場をとり、又はこの一義的ならざる點を知りつゝこの立場に好んで據らうとする理由は何であらうか。私はこの點について曾て血統の共同といふ言葉が、これを聞くものゝパトスをいたく打つものがあるためであると考へようとした。然しこう考へる事はなほ問題を充分に解いてゐるとはいへない。何故なら何故に血統の共同といふ言葉はかくの如くにこれを耳にするものゝパトスに訴へるのであるかゞ未だ吟味し盡されてゐないからである。クルト・スタアフェンハアゲンは血統共同體といふ一の「信念」の根柢には實は「世界感」(Weltgefühl)に於ける共同性が含まれてゐるのである事を指摘してゐる<sup>8)</sup>。周圍の諸事象に對する立場の構へ方、感じ方における共同性が血統共同性の名に於て傳來せられてゐるのであるといふのである。このスタアフェンハアゲンの分析はこゝに吟味し、殘されてゐる問題の解決に當つて重要な暗示を與へてはゐないか。血統共同てふ觀念がパトスに訴へる事の強いのは、この觀念に於て最も具體的に最も理解し易き形をとつて外部環境への反應の様式における、又様々な生活側面における共同性の傳來が表現せられてゐるためであるかと考へる事が出來よう。ヨオナス・コーンが「問題は『血』の神祕的な力ではなく又人種の自然的同一性でもなくして出生の非選擇性、最初の憶起の結合、最古の最強固なる慣習の結合といふ事なのである。」と論じつゝあるのもこゝに想起し來るべきであらう。處で血統の共同といふ觀念に於てその實意味されてゐる所の上述の如き「世界觀」に於ける共同性、出生の非選擇性、古き記憶慣習の結合等は何れも廣き意味における傳統の名の下に包括せられうる事情である筈である。若しこう考へる事が許されるならば血統共同體を根據と

8) K. Stavenhagen, Das Wesen der Nation, 1934, S. 65.

9) J. Cohn, Der Sinn der gegenwärtigen Kultur, 1914, S. 199.

しての民族概念の規定は、より根本的には傳統に於ける共同を基礎として民族の概念を規定してゆく事によつて果される事となつてゆくのではないか。更に又進んで考へてみる。よし血統の共同といふ客觀的事情の根柢に上述の如く傳統の共同といふ事情が横はつてゐるといふ事が當つてゐないとしても、或は又さう考へる事を姑く別として放置するとしても、血統共同體說の中核は血統の共同といふ客觀的事實そのものの中にあるのではなくして、かゝる客觀的事實の存在を信ずるといふ主觀的氣組の中にひそんでゐるのではなかつたか。既にヘルツは血統共同てふ客觀的事實を指摘して民族を規定しようとする試みをいたく難じつゝも、なほ血統を共同にするといふ信念それ自體が民族をして民族たらしむる場合に看過を許さざる程の重要さを有してゐる事を論じてゐる。<sup>10)</sup> 客觀的事實として立證されようと否とを問はず血統の共同を信ずるといふ點に於て、民族が民族として具體的に眼前に浮び上らしめられてくるのである。若しさう考へる事が妥當であるならば、血統共同體說はより根本的には何等か主觀主義的な立場をとる事によつて、よりよく事態の中核に迫りうる事が可能になつてくるのではないであらうか。

第二に言語共同體說について考へてみよう。例へばベエックは<sup>11)</sup>「言語は一切の民族成員を精神的共同體に結束する所の明白なる紐帶である、言葉は最初の間社會にあつては相互的理解の必要のために作られたが後には絶えずこの理解の可能を保證するものとなつた、……かくして同一言語の存する限り人々の接觸は内面的統一の最も多様にして且つ形成的な交通となつて現れる。」と述べてゐる。キルヒホッフが指摘しつゝある幾多の

10) F. Hertz, Zur Soz. d. N. usw., S. 5 f.

11) R. Boeckh, Die statistische Bedeutung der Volkssprache als kennzeichnender Nationalität (Zeitschrift für die Völkerpsychologie und Sprachwissenschaft, Bd. IV), S. 60.

具體的な例にまつ迄もなく言語に於ける統一こそは民族生活の徴表をなしてゐるかの様に考へられる。自ら主観主義的な立場にたちつゝあるヘルツでさへも客観主義的説明の中最も有力なるものはこの言語共同体説である事を認めつゝあるのみならず、進んで民族に於て言語の營む機能を自らわけても重要視しつゝある。まことに言語によつてたゞに人的接觸が可能になるのみでなしに文化の傳播が可能になると考へ、又傳統的なるもの傳來が根本的には言葉に擔はれてのみ考へえらるゝ事を思ふならば、言語統一の民族統一に對してもつ意義は容易に看過し得ざるものがある様に考へられる。然しそれにも拘はらず我々は言語の共通を以て民族の徴表とみる立場に對して次の如き難點を指摘しなければならぬ。第一に言語を共通にするも同一民族をなさず、言語を異にするも同一民族をなしてゐるといふ現實に躓いてゐる。この點についてはフェルスが數多の例を擧げてゐるが<sup>14)</sup>今茲では引用を避けよう。第二に言語における統一はよしそれが現實に民族統一と一致してゐる場合があるとしても、それは唯單に言語統一が民族統一を表現してゐるに止るのであつて、前者が後者の原因である事を示してゐるものではない。民族の統一が言語のそれに於て著しく目堵し易き形に於て印象せられて來るにすぎないのであつて、言語の統一をまつて始めて民族のそれが可能になつたといふ風に、因果的關聯を指摘し得る筋合のものではないであらう。第三によし言語統一が民族統一の原因であるとする考方を一步讓つて容認するとしても、この原因である所の言語統一それ自體は實は他のものの結果的現象であり、この「他のもの」こそ民族の徴表をそこに於て求めるよすがともなるものである。例へばパウエルは「言語共同体は文化共同体

12) Kirchhoff, a. a. O., S. 22.

13) Hertz, Zur Soz. d. N. usw., S. 4.

14) Fels, a. a. O., S. 86 f.

たるもの的一部分であり運命共同體の所産たるものである<sup>15)</sup>」事を指摘してゐるし、又レップレルは極めて直截に「言語は民族形成の原因たらずその結果の一である。……言葉の背景に民族性が潜んでゐる<sup>16)</sup>」旨を論じてゐる。これらの人々の所謂運命の共同又は民族性が果して民族の究極的な徴表であるか否かは姑く別の問題としても、言語の共同といふ事情は更にその背後に溯つて考ふる事を要する所のいはゞ中間的因子にすぎない事は争へないであらう。第四に更に一步を譲つて言語統一が現實に於て民族統一を結果してゐる場合のある事を許すとしても、この場合言語統一が民族統一を結果し得たのは前者がその客觀的事實としてあるがまゝの姿に於て後者を惹起し來つたのではなくして、何等かの主觀的氣組に移し植ゑられての事ではなかつたか。言語統一といふ事實が主觀的感情を醸成しこの主觀的感情をまつて始めて民族が成立したとみるべきではなかつたか。客觀的事實が主觀的體驗の世界に翻譯せられるのみでなしに、そこに於て潤色せられる事によつてのみ民族統一が成立しうると考ふべきではなかつたか。第五に言語の共同は廣義に於ける思考様式、把握様式、感受様式等に於いての共同を意味するものに外ならず、又これらの諸點に於ける共同は結局傳統における共同といふ事ではなかつたか。この點について思ひを潜めてみる限り、言語の共同といふ事情はなほ分析しうべきものをそのままに放置した所の著しく漠然たる概念である事が察知せられる筈でなければならぬ。

第三に文化共同體説について考へてみる。例へばノイマンはいふ、民族は「高度にして独自の文化業績によつて独自の共通なる本質を獲得した相當程度の大いさをもつ所の人々の謂であり、この本質は廣汎な範圍にわ

15) O. Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie 1924, S. 72.

16) Löffler, Das Nationalitätsprinzip und die Nationalitätsprobleme des Weltkrieges, S. 4.

たつて世代から世代に傳へられてゆく。<sup>17)</sup>文化業績によつて獨自なる本質が獲得せられた所に民族が成立すると見てゆくのである。なるほど一見文化内容の共通するものがあるかないかについての客觀的な事情が民族の成否を決定するかの様に考へられる。然しこれについても我々は次の様な批判を下す事が出来る。第一に文化内容の共通といふても茲にいふ文化内容といふ表現が極めて曖昧であるのみでなしに、共通といふ事柄もしかく明白なるものではない。この點について詳細な吟味を企つる時、唯單に文化内容の共通とは云ひ得ざる如き因素が思ひもかけず前面に浮び上つて來はしないか。この點の分析を犀利に企てたヘルツが文化共同體説の立場をとる時、結局文化的教養に於て高き水準にあるもののみが民族を作る事となつて、そのいはゞ貴族性を痛く難じつゝあるのはこの間の事理を看破したるものであらう。第二にこの立場は所謂文化内容を共通にするも同一民族をなさず、又文化内容を著しく異にしつゝも同一民族をなしつゝある實例に背馳してゐる。この點フェルスが例證に努めてゐる所である。<sup>18)</sup>第三に文化内容の共通といふ事情はむしろ唯そのまゝの姿に於ては民族の限界を超えて赴かしめる所のものともみるべきではないか。他の事情にして與へられてゐない限り文化内容の共通は本來國際的な性質をもつものともみるべきではないか。若し現實に於て文化内容の共通といふ點について民族の獨自性が感じられつゝある場合があるとすれば、それはこの文化内容の共通を實は自民族にのみ獨得の傳統的なるものであると確信する事によつての事であらう。若しそうであるならば、文化内容の共通それ自體が決定的な因素であるのではなくして、これをよすがとして傳統的なるものを見出さうとする傾向それ自

17) F. N. Neumann, a. a. O., S. 74.

18) Hertz, Zur Soz. usw., S. 5.

19) Fels, a. a. O., S. 106 f.

體に於て決定的なるものが見られてゐると考へなければならぬ。

第四に運命共同體説について考へてみよう。この立場は最も首尾一貫せる形に於てはパウエルによつて説かれたるものである事、及びこのパウエルの運命共同體説が如何なる難點を藏してゐるかについては別稿に於て吟味する所があつたが故に、こゝで必要な限りに於てのみこの立場に解れてゆく事とする。パウエルは「民族とは運命共同體によつて性格共同體にまで結合せしめられた人々の總體である」と定義する。彼に従へば民族を構成する要素として普通に擧げられる所の住居、血統、言語、道德及び慣習、法律及び宗教等の諸點に於ける共同は何れも共同の體驗、共同の歴史的過去といふ究極的な原因が作用してゆくに當つての或は「活動の條件」たり、或は第一次的、又は第二次的意味に於ける「手段」たり、「道具」たるものにすぎない。共同の體驗、共同の歴史的過去こそ實は運命共同體の質容をなしてゐるものであり、この運命共同體によつて、或は自然的事情に於ける、或は文化的事情に於ける共同體、即ち一言にして盡すならば性格共同體が結果せられて來たと考ふべきであると説いてゐる。<sup>20)</sup> このパウエルの民族理論のもつ優れたる特色の一はいふまでもなく右に述べた點に徴して明らかである様に、普通に列擧せられつゝある様々なる民族構成の契機たるものを極めて手極よく整理しつゝ、それらのものとの密接なる關聯を明示しつゝよく自家の立場を明にしたるの點に存してゐる。この點についてパウエルが我々に提供した有力な武器は後に我々自ら援用しよう。然しそれにも拘はらず我々はなほ次の如き批判をこの優れたる民族理論に對して加へざるを得ない。先づ第一に「運命の共同」といふ徵表

20) 拙稿、民族=運命共同體説の吟味（「商學討究」第十卷中冊所載）

21) O. Bauer, a. a. O., S. 135.

22) 拙稿、前掲論文 107 頁以下參照。

を以てしては等しく民族と呼ばれるものゝ中にあつても、例へばある地方にして共同の運命を有する集團が存在する場合、かゝるものと民族とを區別する所以のものは見失はれる事とならう。かゝる民族内の小集團と民族とを分ち、後者をしてあくまで民族なる呼稱に値するものであらしめる所以のものは「運命の共同」といふ事情以外のものに求められなければならぬ。私がさきに第一次部分集團と第二次部分集團とを區別しようとした事の意味はこゝに生かされて来る。この點については後に再び論ずる時がある。第二に「運命の共同」といふ事は一の客觀的な事實としてパウエルによつて考へられてゐるし、この點は彼が「民族的意識は民族的存在からしてのみ理解せらるべきものでありその逆ではない」と説きつゝある點に徴して明らかであると考へられるが、果して運命の共同といふ客觀的事實それ自體が、そのみの力を以てして民族を結果せしめうるものなのであらうか。運命の共同が客觀的に存するとしても唯それだけでは民族を結成せず、この運命の共同といふ事實が價值意識に於て受けとられ主觀的體驗の内容となる時にのみ、民族が構成せられてくるものとみるべきではないか。運命の共同といふ事情が作用するに當つての地盤なり手段なりとして住居、血統、言語、宗教、慣習、法律等の共同が考へられた様に、運命の共同といふ事それ自體は又主觀的氣組に於ける共同といふ因素が活動するための地盤たり手段たるものとみるべきではないであらうか。既にパウエル自ら民族は運命共同體に外ならないとみる場合直ちに起されるであらう疑問、民族以外に運命共同體たるものは存しないかといふ疑問を豫想し、これに答へるには共同體の意味を精密に限定する事が必要であると考へ、運命共同體といふな

らば嚴密には「同様な運命の下にたつ事を意味するのではなく、相互の不斷の交渉、絶えざる相互作用の姿に於て同一の運命を共に體驗する事を意味する」と説き具體例を擧げて辯明に努めてゐるが「同様な運命」と「同一の運命」とを分つ所以のものは實に「共に體驗する」といふ主觀的活動の有無に關はつてゐる事を裏書きしつゝあるものであるとみていふ。

第五に國家への共同所屬を本質徴表として考へる立場についてみよう。民族統一の成立特に後に述べる所の國民集團の成立に對して國家のもつ意義はなるほど著しいものがある。フィヤカントは既に引用した様に、各特殊文化を有する多くの種族がその根柢に横はる大同的なる統一を結縁として民族といふより高次の集團に包攝せられてゐる事を指摘してゐるが、こゝにいふより高次の統一を示現するためには地域的限定を徹廢せしめ統一的支配の存するものある事を確認せしめる國家活動の存在が主要な役割を營んでゐるのであらう事は論を俟たないものがあらう。それにも拘はらずなほ次の如き諸點をその難點として指摘する事が出来る。第一に國家を現に有せずしてしかもなほ民族たるものが事實に於て存在する。「ポーランド人は、ロシヤ人よりも早く独自の文化を作つてゐた。……彼等特有の文化の遺産と、嘗ての自由の記憶母國語への執着等は合して國民的思想と感情とを培ひ、國家を失ひつゝも文化國民として存續を維持したのであつた。」<sup>23)</sup>といはれるにつけても、國家への共同所屬が決定的な標準ではない事をみるべきである。第二に國家への共同所屬といふ事は一の客觀的事實を示してゐるが、この事實それ自體が民族結合の決定的な因子でない事は、恰も既に指摘した様に言語、

23) Bauer, a. a. O., S. 112—3.

24) 白井二尙氏，前掲論文49頁—50頁。

文化、運命等の共同といふ事實の場合に於けるとその事情を同じくする。一面よりいふならば、國家への共同所屬といふ事實に於て實は他の側面特に傳統の共同といふ事實が丁度血統の共同の場合におけると同様に具體化されて目睹されてゐるにすぎないと考ふべきであるし、他面よりみるならば、この國家への共同所屬といふ事實が主觀的な價值意識の内容となつて體驗せられるといふ事をまつて、始めて民族集團が固有に成立すると云はなければならぬ。唯單に國法の上から見て國籍を有するといふ事それ自體が民族に屬するか否かを直ちに決定するものではないであらう。國家を有せざる民族が成立し國家を有するも民族の成立せざる場合が存在するといふ事は、國家への所屬といふ事それ自體が決定的なものではない事を證左して餘りがある。

以上所謂客觀主義的説明についてその主なるもののみをとりあげて大體の吟味を終へた。多くの諸家に於ける民族規定の試みを批判しようとする目的をもつ所のこの迂回的な筆は、これに次いで所謂主觀主義的な考方について吟味を及ぼさねばならぬ順序となつた様である。然しこの點に關しては今多くを言ふ必要を認めない。蓋し主觀主義的説明には客觀主義的なるそれに於ける程學說の分岐は著しからず、寧ろ極めて簡單なるものがあると思はれるのみならず、私自らある意味に於て主觀主義的な立場によりつゝあるものであるが故に、この迂回的な筆が迂回から本來の道に還つて私自らの理解を積極的に記してゆく行論の中に、私のとりつゝある態度とは異なつた行き方にある如き他の主觀主義的説明を批判してゆく機會が與へられてゐるからである。唯こゝでは後の便宜のめに一般に主觀主義的説明と呼べるゝものの中には大體に於て三種類のものがあり、そ

の第一は意識共同體説、第二は感情共同體説、第三は意志共同體説即ちこれである事のみ摘記しておかう。これらの意識なり感情なり意志なりの向ふ所が何であるかに注目する時、この三種の見解の相違は更に細く分たれ得ると思ふが今はこの點にも立入らぬ。

さて以上の私の議論の進行に於けるいはゞ第二次の迂回の結果として、我々の理解しえたものは何であつたかを概括する事によつて、本來の道にたちかへるよすががたらしめよう。先づ第一に血統の共同、言語の共同、文化内容の共通性、國家への共同所屬といふ客觀的事實に於てはこれらの客觀的事實それ自體が把捉せられてゐるのではなくして、これらの事實に於ていはゞこれらの事實をよすがとして實は傳統的なる何ものかが（これをパウエルに倣つて運命の共同と呼んでもよい）捉へられてゐるのである事を理解した。傳統的なるなにものかゞありこれが或は血統の共同、言語のそれ、或は文化内容、國家所屬の共通といふ具象的にして理解し易き客觀的事實に於ていはゞ象徴化せられてゐるにすぎぬのである。民族理論に於ける著しい混亂はこの象徴的意義又は機縁的意義を有するにすぎぬものを、直ちに民族の本質徴表とみなす事から結果せられてくるといつてもいい。かゝる客觀的事實を象徴とし機縁としつゝある本來のものが固有に把捉されなければならぬのである。第二に傳統的なる事實、運命の共同といふ事實はかゝる事實としてあるがまゝの姿に於て唯それ丈けに於て民族の本質徴表となつてゆくものではなくして、かゝる事實が主觀的に體驗せられ主觀的氣組の内容となる事を通して始めて民族概念の契機となつてゆくものである事を理解した。主觀的に傳統的なるなものかゞ

あると感情せられ、この形に於て確信せられるといふ過程こそ民族の本質を見定めてゆくに當つては最も重要な事實なのである。この主観的な過程に重點があればこそ或る場合には客觀的事實の確實なるもの存せざる場合にあつても、民族なる集團概念が成立せしめられてゆくのである。

右の如き第二次の迂回的考察によつて得られた所の理解と、さきに述べた如きいはゞ第一次の迂回的吟味によつて準備せられた所の理解とを思ひ合せつゝ考ふる事によつて、我々は民族の本質が何であるかを積極的に指摘しうる地點に到達する。

第一次の迂回から我々は民族は一の集團として接觸の密なる第一次部分集團に屬するものである事を理解したが、その時に我々の前に残されてゐた問題は、他にも存在する各種の接觸の密なる第一次部分集團から特に民族を區別せしむる所以のものが何であるかといふ事に外ならなかつた。この問題に自らなる解答を與へつゝあるものは第二次の迂回によつて得られた所の理解に他ならない。等しく接觸の密なる第一次部分集團の中に位置しつゝ民族をして民族たらしめるものは傳統的なるものについての主観的感情であり感情的なる確信である。若しこの主観的感情又は感情的確信を民族意識（適當な表現であるとは考へられぬが今姑く慣用に従ふ、私は寧ろ民族感情といふ表現を選び度い、その理由は臆て明らかにならう）といふ言葉を以て呼ぶとするならば、民族の本質徴表はこの民族意識に於て與へられてゐる。かく考ふ時直ちに起されるであらう疑問は、民族の本質を民族意識であるとする事は一種の循環的なる説明ではないかといふ事であらう。然しこれに對しては

我々は次の如くに答へる事が出来る。循環論證であるかに見えるのは民族意識といふ表現における民族といふ言葉を民族の又は詳しくは民族についてのといふ風に理解し、従つて民族意識といふ事を民族たる事についての意識と解釋する事に基く。民族意識と我々がいふ場合意味しつゝある事は民族についての意識といふ事ではなくして、民族を作る又は作らんとする意識といふ事に外ならない。こういう意味に理解してゆく限り民族の本質を民族意識に於て求めるといふ試みは決して循環論證に陥入つてはゐない。又次の如き疑問も我々の理解に向けて發せられ得る。民族の本質はあくまでパウエルの所謂民族的存在といふ客觀的側面からしてのみ理解せらるべきであつて、民族意識といふ如き主觀的側面から捉へらるべきものではない。民族意識それ自體は更に客觀的存在の側から説明さるべき事柄ではないかといふ疑問である。これに對しても私はこう答へる。民族をして民族たらしむる所以のものを求めるといふ事は、さきに述べた如き接觸の密なる第一次部分集團の中にある他の種類のものとの所謂種差を發見するといふ事を意味してゐる。所謂客觀的存在の側からする説明は高々接觸の密なる第一次部分集團全般についてこの一部類を他のものから分つために役立つにすぎない（これとても充分に役立つとは思はれないが）か、又は主觀的契機がその上に成立する所の素材的な事情を決定的契機と誤解しての説明にすぎない。こういう風に理解してゆく私の行方があまりに觀念論的なものであるかにみゆるならば、私は本來民族といふ概念は觀念的存在なのである事を指摘しよう。例へば國家が現實的な存在であるのに比して、民族は本來觀念的な主觀的な存在であればこそその本質を主觀的なものであるもの

範圍内に求めるといふ事は、別して觀念論的なるといふ非難に値する筋合のものではない筈である。

今相互に接觸の密なる幾多の第一次部分集團の姿を眼前に思ひ浮べてみる。それらのものは相互により高次の統一なく、相互を共同に規制する高次の統一的組織なきまゝに水平的關係に於て對立する。より高次の統一的組織が何處にも見出されざる所一々の第一次部分集團は接觸の密なる事情に促されて、いよいよ自らのみ存在を確保する方向に向つて努力する。そうするのでなければ據るべき最高次の組織なく、しかも接觸の密なる世界に於て自らの存在を安全に導いてゆく道がない。かゝる姿の中にあつて直接他の第一次部分集團と接觸しつゝある第一次部分集團は、自らの生活範圍確保の理由をこの生活範圍が今に到るまでかくありし歴史的經過を想起しつゝ、このいはゞ傳統的なる存立の事實のうちに求めようとする。歴史的に傳統的に存立し來りたるものはそのまゝその存在を、このいはゞ無秩序なる世界社會の中にあつて何時までも主張しうる理由をもつものと考へられてゆく。しかもその場合この歴史的傳統的存立の事實を客觀的に立證づけるために或は血統の共同、或は言語の共同、更に或は文化の共通、或は國家への共同所屬等それぞれの場合に於て手近に存在する明らかであると思はれる事實、その基礎の上に立脚する事が最も具象的にして印象的であると思惟せらるゝ事實に訴へてゆく。こうする事によつてかゝる點に於ける共同を有し、かくして明らかなる傳統的存立を有しつゝある自らの生活範圍を確保さるゝべき價值あるものと感情し確信しようとする。かゝる過程、かくの如き姿に於て統一的なる感情、確信の成立する所に現れてくる第一次部分集團の姿こそ民族と名づけられるもの以外

ならない。民族といふ集團がかゝるものであればこそそれは本論第二の項に於て窺ふた様に、傳統的なる感情的なる集團とみらるゝ一方に於て、他方受動的なる性質をもつとみられてゆく理由があるのである。接觸の密ならざる第一次部分集團のあるものについて、これをも民族と呼ぶ事のあるのは接觸の密なる場合に見られる上述の如き過程を辿つての統一感情の存在を類推するがためである。本來の意味に於ける民族なる名稱は接觸の密なる第一次部分集團に屬するもののみ限定せらるゝべきであらう。この事は前にも觸れておいた。

かくして民族理論における私の立場は主觀主義的なものであり、しかも特に所謂感情共同體説のそれに屬する。主觀主義的説明としては既に指摘した様に、その他に意識共同體説があり意志共同體説がある。私はこの二種類の立場を次の如くに批判しようとする。先づ意識共同體説は種々なる客觀的事實についての意識の共同が民族を作ると説く。然し唯單に意識するといふ事のみを以て民族が成立するとは考へられない。意識の上の感情的なる氣組が參加してくるといふ事こそ決定的な事柄であるとみねばならぬ。民族といふ集團の所謂客觀的據り所なるものが屢々任意的且つ選擇的性質をもつてゐるといふ事實は、意識の共同のみを以てしては民族の本質徴表を現しえぬ道理を證明してはゐないか。第二に意志共同體説は意識共同體説に比すれば正鵠に近い。然し民族の中核はあくまでも感情共同體たる點に存するのであつて、これが意志共同體にまで發展したる時に我々の前に存在するものは實は民族に非ずして國民集團と呼ばれるものである。もとより感情といひ意志といふも現實の場合には判然と分ち難いものがありはする。感情の中に意志的なものがその實含まれてある

べく、又意志の根柢に感情が動いてゐるでもあらう。然し理論的にはその何れがより支配的であるかに従ふて見分けてゆく事が必要であらう。この意味に於て民族を意志的集團であるとみる立場に與し得ない。

#### 四

進んで我々は民族から區別せられた國民の本質を明らかにすべき順序となつた。さきに見た様に國民は民族が傳統的、感情的、受動的集團であるのに對して、將來的、意志的、積極的性質を有するものとして大體區別せられる。かく區別せられた國民集團の本質徴表はより精密にはどう規定せらるべきものなのであらうか。

國民は民族同様に第一次部分集團、しかもその接觸の密なる種類のものに屬する。國民なる集團の上に臨む所のより包括的統一的なる集團は存してゐない。かゝる意味に於ては國民集團は民族集團相互の關係がさうであつた様に、統一的積極的秩序にしてその間を規制するものなき姿に於て相互に對立する。これだけの事情について云ふならば民族と國民との間には區別はない。然し一步を進めて注目するならば等しく接觸の密なる第一次部分集團に屬しながら、一は客觀的には傳統の中に據り所を求め、主觀的には感情に於て成立する集團であり、之に反して他は同様客觀的には課題又は理念の中に根據があり、主觀的には意志に於て成立する集團として對立する。民族がいはゞ過去に向ふて佇みつゝある集團であるのに對して國民はロツフェンスタインの所謂成りつゝある集團であり、ザウエルの云ふ「方向、目的」集團である。だが然し一方をして過去に向ふ集團

- 1) Gaston Roffenstein, Zur Soziologie des Nationalismus und der nationalen Parteien, Jahrbuch für Soziologie, erster Ergänzungsband, 1927, S. 165.
- 2) W. Sauer, a. a. O., S. 183.

たらしめ他方をして將來に向ふ所の課題的集團たらしめて、相互に區別せしめる所以の事情は如何なるものであらうか。この事情は一に國民集團に於ける意志がその上に差向けられてゆく所の課題、又は理念の内容を明らかにする事によつて理解せられて來る。

私は國民集團をしてかゝるものたらしめてゆく所の客觀的徵表たる課題、又は理念は次の二つの側面に於て存してゐると考へる。その一は内面的であり他は外面的である。内面的に内に向ふて立せられる課題又は理念といふのは、國民集團に屬する人々の間に於ける統一及び自由平等の原則であり、外面的に外に向ふて立せられる課題又は理念といふのはこの國民集團の存立を確保し且つ擴充しようとする要求に外ならない。國民集團の概念はこの兩側面に於ける課題又は理念を追求せんとする意志を共通にする人々の總稱として成立すると考ふべきである。然しこれだけの事を記して筆を止めるならば形式的であるとの誹りを免れ難いであらう。この點を詳しく説明するために、今暫く以上に述べた考方と大體の方向を一にすると思はるゝ二三の學者の見解を窺ふ事にしよう。私自らの見解はこれらの學者の所説によつて訓へられ、それについて若干の吟味批判を加ふる事によつて成立したものに外ならない。

先づ内面的理念について考へる。この點について最も有力なる示唆を與へつゝあるものはチイグレルの研究であり、これに次いではヘルツのそれであらう。チイグレルは國民なる概念は何よりも先づ「持續的にして社會的なる拘束性を獲得しようとする社會秩序にとつて、その構成的な徵表をなす所の合法性表象といふあの一

般的な場合の一つの現れ」として取扱はれねばならぬ事を論じつゝ次の様に説明する。佛蘭西革命と共に特權階級の前により強固なる政治的理念力として出現したものは「民族」といふ概念であつた。政治は特權階級のためになさるゝべきには非ずして實に「民族」の名に於てなさるゝべき事が主張された。これを以てして「民族」といふ概念は政治的支配を妥當にし合法づける所の理念たるに到つたのである。然し佛蘭西革命の成功と共に後に残されたものは何であつたか。成功以前に於ては「民族」といふ理念は特權階級のそれに對立するものとして、換言すれば「反抗」理念としてその限りに於ての統一性をもつてはゐた。然し革命の成功と共にこの「反抗」の意義は失はれた。新しき拘束力の擔ひ手として「民族」といふ理念は政治舞台の中心にたつに到つた時に「反抗」理念としてある限りに於て保有してゐた統一性を失ひ、代つて現れたものはこの「民族」の内部における「社會的分化」であり「利益と權力」を目ざしての鬭争における相互對立に外ならなかつた。反抗行動のみに於て同質的であり得たものが反抗の目標を失ふと共に著しき非同質性を暴露するに到つたのである。こゝに於てかかくの如き統一的拘束力を失ふに到つた「民族」てふ理念に代つて新しき政治的拘束力の擔ひ手として出現するに到つたものこそ「國民」てふ理念に外ならない。諸他の國家なり民族なりに對する外交上の立場を有利に導いてゆくためには、内政的にみて統一なき姿にある「民族」に新たなる秩序と統一を與ふる事が最も強く要求せられる。この要求に應じて出現したるものが「國民」といふ理念に他ならない。この時以後「國民」概念は國家政治従つて又この政治のための諸機關の存立なり活動なりを妥當づけ合法づけてゆく

と共に、この國內部における諸般の行動を拘束づけてゆく所の「拘束性」理念として確立されるに到つたのである。今少しく具體的にいふならば、この「國民」といふ概念に於て「新國家に對する大衆の同意」が現れてゐるのであり、この新しき「支配を基礎づけると共にこの支配の最後の目標でもある所の政治的現象統一」が現れてゐるのである一面、他方に於てはこの概念によつて「社會的行動が一定の道向に差向」けられ「統一的行動が喚起」せられてくるのである。<sup>3)</sup> 右にその大要を紹介した如きチイグレルの見解が我々の研究に與へた有力な示唆は何よりも先づ國民てふ概念が政治的行動の目標であり、社會的活動の歸趨する所でもある事を明らかにした點に存してゐる。國民といふ概念が政治的支配を合法づけてゆく理念力、卑しくも政治的支配にしてみらるゝ限り標準をそこにおいてゆくべき理念として眺められてゐるといふ事は、とりもなほさず國民概念が一の政治的意義における課題性を有する事を明らかにしようとしたものであるし、又この國民の概念が一般的な社會的活動の規制原則であると思ふべきとしたのも矢張りこの概念のもつ課題的な性質を指摘せんとしたものであると理解していいであらう。若しそう理解する事が許されるならば、チイグレルの可成り難解であるかに見ゆる所説は結局に於て國民といふ概念のもつ課題的な性質を明らかにしようとしたものであると要約する事が出来よう。だが然しこの所説は課題性たる所以のものをその一面即ち内面のみについて指摘したに止つてゐる事、従つて國民概念の本質を明らかにするためにはなほ他の一面即ち外面に於ける課題性が顧みられなければならぬ事を我々は忘却すべきではない。次に内面的課題に關してヘルツを窺ふてみよう。彼に従へば國民

3) O. v. Ziegler の Die moderne Nation 及び Zur Souveränität der Nation 中に述べられつつある思想を大體以上の如くに要約してみた。Ziegler の所説はかなり多岐にわたつており以上に紹介したものの以外に重要な説明の仕方がなくはないが茲では簡明を期してこの點に立入らぬ事とした。

といふのは「世界觀的なものではないが國民成立の中に益々明らかになつてゆく所の理念、即ち國民的人格といふ理念」を逐ふて「努力する全民族」の謂に他ならず、この意味に於ては「合理的國家と傳統的民族との結合」の上に成立する所の「固有なる感情共同體」をこそ意味する。而してこゝにいふ國民的人格といふ理念の具體的内容をなすものは第一には統一、第二に自由、第三に特殊性、第四に妥當である。統一といふのは外的にも內的にもであり且つ又獨り國家生活におけるそのみならず精神的生活のそれをも意味してゐるが、歴史的には先づ外に向ふての統一の理念が現れ内面的統一のそれがこれに次いで出現したといふ。又自由といふのは當初は宗教的自由を、後には民主的社會的自由、更にこれについて文化的經濟的自由として要請せられるといふ順序をとる。更に又特殊性といふのは文化のそれであり、それも單に他の文化系統からの單なる獨立のみでなしに進んでは「敢て異なつたものであらうとする」所まで目ざされてゆく理念である。最後に妥當といふのは「文化、經濟、政治、個人的交通」の全面にわたつて「妥當、承認、名聲、權威」を獲得せんとする事を意味してゐる。この四理念が相互に如何なる關係にたつたかについてのヘルツの解釋については後に觸れるとして暫く措き、このヘルツの見解中内面的課題を論じつゝある今の場合、顧みる事を要するものはその中統一についての所論の中内面的統一を論じたる部分及び自由のそれであらう。こゝに意味せられつゝある内面的統一はさきにチイグレルの場合について見た様に暫く他の國民集團との對立關係をはなれてみても、即ち問題を全く内面的に限つて考察するとしても、そこに現實に存在するものは各種集團の様々なる對立である所からしてそ

れら各種集團の歸趨すべき標準を現しつゝあるものと解すべきであらうし、又ヘルツにおける自由の理念もこの歸趨點から見て各人は生活の全面にわたつて自由であるべき事、従つて又この自由の享有を外面的に眺めるならば各人は平等であるべき事を意味しつゝあるものと考ふべきであらう。かくして我々はチイゲンル及びヘルツの見解を參酌しつゝ、國民集團をしてかゝるものたらしめる所以のものゝ客觀的なる根據の一をなす所の内面的課題とは、個人及び集團の分岐對立を超えた統一の實現並びに個人及び集團の自由及び平等の獲得といふ事に外ならないと考ふる事が出来るであらう。勿論統一といひ自由平等といつてもあくまで理念的にそういふものが考へられてゐるといふに止まるのであつて、現實に存在するものが依然として個人なり集團なりの利害對立であり、様々な程度での不自由不平等であるといふ事は論ずるまでもない。然し問題はかゝる利害對立を超へかゝる不自由不平等なき姿のものが理念として定立せられてゐるといふ事である。かゝる理念の定立を拒むものにとつては勿論國民なる理念はその一半に於て存しない事となるといふの外はない。又理念たるかゝる性質を没却するものは屢々國民集團を現實的存在として考へ、かゝる立場から例へば國民と階級との關係を規定しようとするが、これは問題設定を全く誤つたものであると考ふべきであらう。今は然し煩雜をおそれてこの點に立入る事を避けたい。

次に外面的課題について考へてみよう。この點の考案に於て最も優れたる見解を發表せられたる學者は高田博士であり、これに次いではヘルツでありフィヤカントであらう。高田博士は次の如くに説かれる。「民族に

は民族としての意識即ち民族意識がある。これが漠然たる共屬感情としての段階から明白なる意識にまで高まり、集團的自我としての民族が自己の擴充を要求するに至る。このとき、民族は集團的意志の主體となり、此意志に従つて自己の統一と共に外部への發展を求めらる。かゝる努力の内容はつねに民族としての勢力意志の充足である。……此勢力意志によつて動かさるゝときに、いはゞ民族は此意志の内容を一の理想として打ちたてる。此理想の内容は、多くは政治的經濟的なる要求、即ち外部的要求であるが、また多くの場合、その上に自國文化の普及、發達といふが如き内部的要求を含む。要するに、近代民族の特徴として見るべきものは、即ち以前の民族からこれを區別するものは、理想を打たてゝ之を追求することであり、而も此理想の追求は勢力意志の充足を意味する。故に民族が勢力意志を中心として、能動性をもつところに、近代民族が成立するといふべきであらう。<sup>5)</sup>高田博士はこの見地からさきに引用した如きヘルツの見解を批判しようとせられ、ヘルツのいふ所の國民の四理念の中第一のもの、即ち統一の理念は「勢力要求」に附隨する所の「派生的なる目標」である、蓋し「民族に含まるゝ共屬の意識が統一を求むる許りではない。外部に對して民族の勢力をはる爲には、統一が何よりも必要な先行條件である」<sup>6)</sup>からである。又ヘルツにおける第三の理念たる特殊性のそれも又同じく派生的なる目標とみなすべきである、蓋し「統一の要求は民族の文化の固有性を高調し、保持しようとする要求を生む<sup>7)</sup>」からである。更に又第二の理念として擧げられた自由のそれについては、果してそれが「近代民族の特徴と見らるべきであらうか」と疑はれ「民族の理念追求が或る程度をこえたる場合を見よ。即ち狹義

5) 高田保馬, 民族の問題, 249—50頁。

6) 高同 上, 261頁。

7) 高同 上, 261頁。

の民族主義にあつては、個人の自由は壓迫せられ、他の民族に對しては民族自決の範圍をこえて、その征服をすら求める」といふ事を指摘してゐる。<sup>8)</sup> 私はこの上述の如き高田博士の見解に關しては國民集團の外部に向ふての課題に關する限り悉くこれに左袒する立場にたつ。然しヘルツを批判せられつゝ統一、自由、特殊性の三理念を、或は勢力意慾といふ理念の下に附隨せしめ又は取除かうとする點に關しては若干の疑義を有する。なるほどヘルツのいふ特殊性の理念といふのは文化における獨立存在、及び進んでは「他のものであらうとする」意慾を意味するものとヘルツ自らが説明する限り、この理念は勢力意慾に附隨するもの又は勢力意慾の具體的なる一つの現れとして理解する事が出来る。この點については高田博士の説かるゝ所に私も又従ふ。然し統一及び自由の理念については私は次の様に考へてみたい。統一は外にたち向ふために要求せられるとみられる一面があると共に、内に存する所の各種の利害對立の超克としてみらるゝ他面が存在してゐよう。この中後者は外に對する關係から要求せられてくるとあくまでみられうるであらうが、然しこの外に對する關係から全く離れても現實に存在する利害の對立の中から自ら要求され出してくると考ふべきではないであらうか。外からの關係によつて要求せられる統一はいはゞ外部的強制的なる統一であるであらうが、これに對して内部的に自ら湧出してくるいはゞ内部的必然的なる統一が考へられないであらうか。内面的に個人の又集團の利害が對立分岐して極まる所がない場合、外に對する關係からして統一が要求されるのみでなしに、かゝる關聯をはなれても即ち自らのみの範圍を考慮するとしてもそこに統一が希求されて來はしないか。若しかく考ふる事が

8) 同上, 265頁。

許されるならば、外から促されての統一はなるほど勢力意慾から派生せられたものには違ひないが、内から自ら發する統一はあくまでもそれ自體獨立なる一理念をなしてゐるとみなすべきものと考へられる。又自由の理念についてもその中外部からの自由は結局特殊性への要求の先行條件をなすものといふ意味に於て、やがては勢力意慾の下にたつ派生的理念としてみらるべきものであらうが、内にあつて理念的に追求せられる自由は理念としては外に向ふ勢力意慾から獨立なる存在であるとみななければならぬであらう。なるほど現實における國民の勢力意慾の活動の旺盛なる、屢々この内面的なる自由平等の理念を壓殺してゐる場合が見られなくはない。然しそれは勢力意慾が一方的に押し進められたる事態、換言すれば所謂狹義における民族主義が活躍する場合を意味するものであり、自由平等の理念の現實的希求が暫く措外せられた事を示すものではあつても、この故に自由平等の理念が理念としてもつ性質が存在せずになつた事を意味してはゐない筈である。逆にいつて外に向ふての勢力意慾の充足は、内における自由平等理念の實現のための先行條件をなしてゐるとも見られる一面が存在してゐよう。更に又高田博士によつてその難點として指摘せられた點はヘルツ自ら意識してゐたものゝ如くに見られるし、この點についてのヘルツの叙述は根本的には高田博士の見解に極めて近いものがある事を示してゐる様である。即ちヘルツは四つの理念を擧げた後に、その中嘗て最も基本的なものであつたのは統一の理念であつたが今は第四の妥當の理念こそ決定的なものであるとして、その理由を次の如くに述べてゐる。「國民の統一と自由とへの希求は殆んど全く妥當への努力であるといふ事は明らかである。何故に分裂せ

る且つ壓迫せられたる諸民族は統一と自由とを狙ふか。主として自らの状態を蔑むべきもの、自らの中に藏する生産力の障礙として感受するからであり而して又統一と自由とは彼等に世界に於ける政治的、經濟的、精神的により高き聲望を約束すると期待するからである。ルツソウが始めて強調した所の國民的特殊性といふ理想は本來は唯統一及び自由の努力を文化的領域に移したるものにすぎない<sup>9)</sup>。このヘルツの解釋は自ら認めつゝある内面的課題の獨立性を再び自ら奪ひつゝあるものに他ならない。我々は外面的課題と共に内面的課題を同等に注目しなければならぬのである。この外面的課題を明らかにしたる今一人の學者はフイヤカントである。彼は「國民の内容にとつて本質的なるものは共同の文化即ち國民の様式及びその精神的所産のうちに藏せらるゝ精神的價值並びにその歴史(その内容は従つて屢々多少にまれ意識的に誤られる)についての誇りであり而して又かゝる文化を培ひ、主張し且つ妥當せしめんとする意志である。」と説き「政治的權力意志」とは異なる所の「國民的權力意志」なる言葉を用ひつゝある<sup>10)</sup>。このフイヤカントの解釋は一見して明らかである様に國民の本質をなす所のものを文化的領域に限定して考へようとした點に難點をもつのみでなしに、内面的なる理念を顧みなかつた點に於ても、批判さるゝべきものをもつてゐるといふ事が出来るであらう。以上有力なる三學者について訓へらるゝ所を記し來つたが、その結果として我々は國民をして國民たらしめる外面的課題を経済、文化その他全面にわたつて國民的存立を外に向ふて確保するのみならず擴大しようとする點、高田博士の所謂勢力意欲の充足にあるものと見てゆく事が出来るであらう。

9) Hertz, Zur Soz. usw. S. 30—31.

10) Vierkandt, Gesellschaftslehre, 2 auf., S. 463.

國民といふ概念は以上述べ來つた如き内容を有する所の、内面的及び外面的課題の追求を共同にする人々の集團として成立するものである。内面的統一と自由平等、外面的存立と擴大といふ理念又は課題を目ざす所の「協働としての結合」こそ國民の概念を現してゐる。この意味に於て國民集團はヘルツが恐らく誤つて記した<sup>11)</sup>であらう様に「感情共同體」たるものではなくしてあくまで意志共同體たるものである。

なほ此稿を終へるに先立つて附記すべき事がある。上述の如くに理解せられた國民集團は國家と結びついてのみ考へられ得るかといふ問題に關してである。nation の譯語として日本語「國民」といふ文字の中に含まれた「國」といふ文字に注目するならば、この問題はあくまで肯定的に答へられねばならぬ様に思はれる。國民とある以上國家との關聯をはなれて考へ得べきでないと思はれる。然しこの點について私は次の様に理解したい。國民と呼ばれる集團がそれにとつて本質的な上述の如き課題を果してゆくためには現實としては國家を缺いてはなされえない。然しこの課題を目ざしてゆくといふ一點に重點を置いて國民概念を規定してゆくべきであつて、例へば現に國家を有せざるもかゝる課題への追求を共同にする事によつて結束しつゝある集團に對しても、又國民なる名稱を（民族なる名稱をではなく）與ふべきであると考へられる。従つて國家をもつと否とはいはゞ現實的政策の問題であつて本質的一義的なる問題ではないと考ふべきであらう。この點高田博士が國民なる語を避けて近代民族なる言葉を用ひられ、チイグレル及びヘルツが die moderne Nation といふ表現を Volk 及びこれと同意義に用ひられたる場合の單なる Nation から區別して使用しつゝあるのは調ふる所が多

11) Hertz, a. a. O., S. 19—20.

SUSUNUSU.

—三六・十・二—

民族及國民の本質

一四三